

# 第2次三股町男女共同参画プラン

(三股町DV防止基本計画を含む)

(案)

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 プランの策定にあたって .....                          | 1  |
| 1. プラン策定の趣旨 .....                              | 1  |
| 2. プランの位置付け .....                              | 1  |
| 3. プランの期間 .....                                | 3  |
| 4. 男女共同参画をめぐる動向と三股町の状況 .....                   | 4  |
| 第2章 プランの基本的な考え方 .....                          | 6  |
| 1. 基本理念 .....                                  | 6  |
| 2. 基本目標 .....                                  | 7  |
| 3. 施策の体系 .....                                 | 8  |
| 第3章 プランの内容 .....                               | 9  |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり .....                  | 9  |
| 基本目標Ⅱ 男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり .....             | 14 |
| 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり .....                   | 20 |
| 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるまちづくり .....                   | 33 |
| 基本目標Ⅴ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり(三股町DV防止基本計画) ... | 38 |
| 第4章 プランの推進 .....                               | 46 |
| 資料編 .....                                      | 47 |

## 第1章 プランの策定にあたって

### 1. プラン策定の趣旨

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会<sup>\*1</sup>」を実現することが重要です。このため、国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、さまざまな取組が進められています。

本町は平成13年度から「三股町男女共同参画プラン」に沿って、男女共同参画社会実現のための施策の推進に努めてきています。

この取組を更に充実・強化し、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、平成26年7月に「三股町男女共同参画推進条例(以下「条例」という。)」が施行されたところです。

そこで、本町はこの条例第9条に基づき、条例の基本理念の実現に向けて、あらゆる分野の施策に男女共同参画社会づくりの視点を反映させるため三股町DV防止基本計画を含む「第2次三股町男女共同参画プラン」を策定するものです。

### 2. プランの位置付け

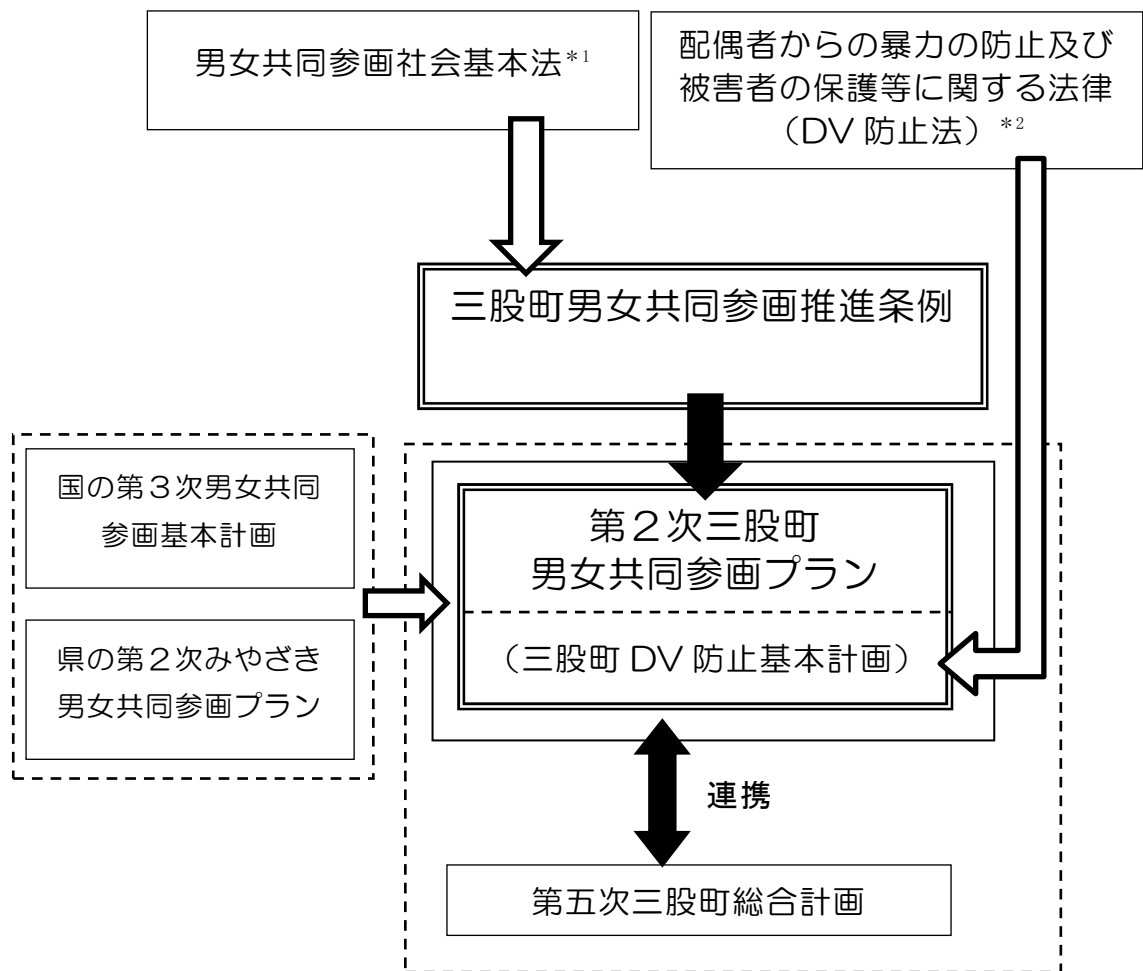
第2次三股町男女共同参画プランは、条例第9条、10条に基づき、本町における男女共同参画社会の形成を促進する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町が実施する施策の基本的な方向を示しています。

また、このプランの一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」としても位置づけることとします。

また、策定にあたっては国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「第2次みやぎ男女共同参画プラン」の施策の方向性等を踏まえるとともに、第五次三股町総合計画をはじめとする各種計画との整合を図っています。

#### **\*1 男女共同参画社会(P1)**

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと(男女共同参画社会基本法より)



**\*1 男女共同参画社会基本法(P2)**

1999年(平成11年)に施行。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。

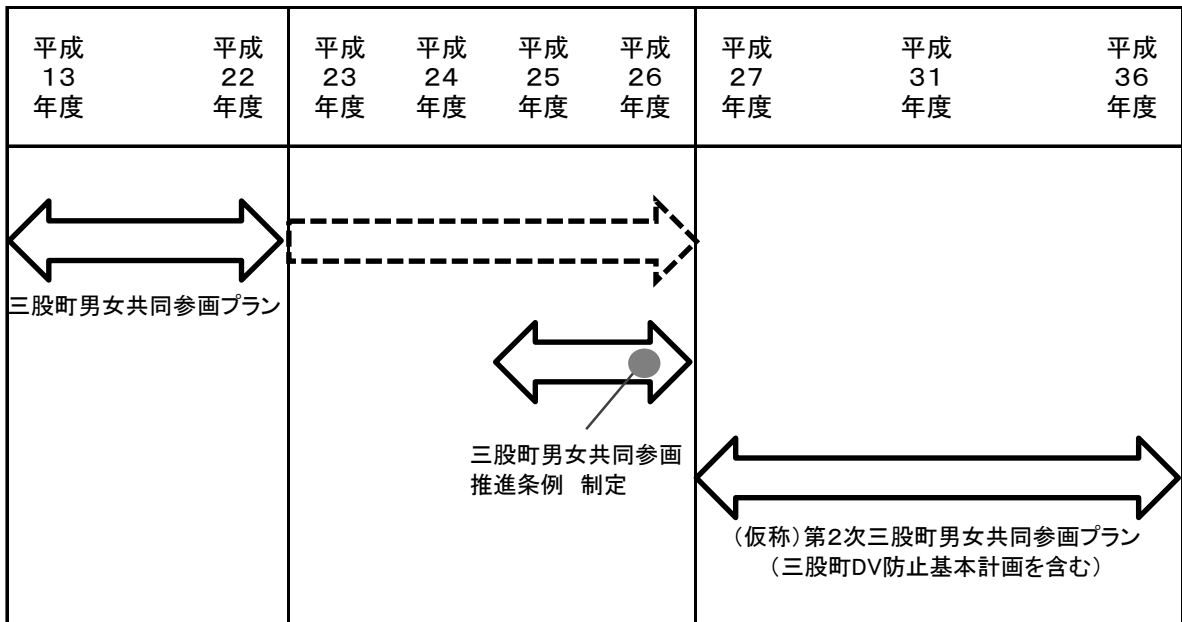
**\*2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)(P2)**

2001年(平成13年)に施行、平成26年に3回目の改正が行われ施行された。女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、被害者の保護・支援を目的として作られた。

### 3. プランの期間

本プランの計画期間は、平成27年度(2015年度)から平成36年度(2024年度)までの10か年とします。

ただし、この間、社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 4. 男女共同参画をめぐる動向と三股町の状況

### (1) 国の動向

国は21世紀の我が国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくためには「男女共同参画社会」を実現することが極めて重要と考え、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定したところです。

この基本法に基づく平成12年の「男女共同参画基本計画」を経て、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男性、子どもにとっての男女共同参画の推進やさまざまな困難な状況に直面している人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶等を重点分野とした取組を進めています。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を支援することを目的として、平成21年に「育児・介護休業法<sup>\*1</sup>」が大幅に改正されるなど、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができるような法的整備が進められました。さらに「男女雇用機会均等法<sup>\*2</sup>」は数度の改正を行い、女性の能力を十分に発揮できる環境を整備してきており、平成26年8月には男女共同参画推進本部が女性の活躍を支援する企業を優遇するための指針も示しています。

平成13年(平成26年一部改正)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が制定されるなど、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、法的仕組みが整備されました。

### (2) 宮崎県の動向

宮崎県は昭和51年にスタートした「国連婦人の十年」を契機に女性に関する施策について、本格的に取り組みはじめました。

昭和62年の「男女共同参画社会を築くための宮崎女性プラン」、平成4年の「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」を経て、男女共同参画基本法第14条に規定されている都道府県男女共同参画計画として、平成14年に「みやざき男女共同参画プラン(計画期間:平成14年度～23年度)」を策定しました。

平成15年4月には「宮崎県男女共同参画推進条例」を施行し、現在「第2次みやざき男女共同参画プラン(計画期間:平成24年度～28年度)」の推進に取り組んでいます。

#### \*<sup>1</sup> 育児・介護休業法(P4)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。事業主に対して、雇用した男女労働者から育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。

#### \*<sup>2</sup> 男女雇用機会均等法(P4)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。1972年(昭和47)勤労婦人福祉法として制定。85年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」として改正(86年4月施行)。採用・昇進等での男女の機会均等は事業主の努力義務とされていたが、97年(平成9)の改正で差別的取り扱いの禁止が定められる。97年改正法は、一部を除き、99年4月施行。97年の改正により現名称となる。2006年6月の改正(08年4月施行)では、性別による差別禁止の範囲を拡大し、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象になっている。

### (3)三股町の状況

本町では平成12年度に“女性も男性もその人らしく生活できる町”を基本理念とする「三股町男女共同参画プラン」(計画期間:平成13年度～22年度)を策定し、関係施策の総合的かつ計画的な取組を進めてきました。

また、第四次三股町総合計画、第五次三股町総合計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)に「男女共同参画社会の形成」を位置づけ、“ひとの個性と能力を十分に発揮することができる”施策の推進に取り組んでいます。

平成25年度には男女共同参画社会の実現に向けて「三股町男女共同参画推進条例」の制定に取組、平成26年7月1日施行となりました。

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1. 基本理念

町民の誰もがその人権を尊重され、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて、三股町男女共同参画推進条例第3条に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策の推進に取り組めます。

| 基本理念   | 三股町男女共同参画推進条例第3条の要約 |
|--|---------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. すべての人の人権の尊重</li><li>2. 社会の制度または慣行についての配慮</li><li>3. 政策及び方針決定に参画する機会の確保</li><li>4. 多様な活動に参画する機会の配慮</li><li>5. 教育及び学習機会の確保</li><li>6. 性の相互理解と生涯にわたる健康への配慮</li><li>7. 国際理解及び国際協力への配慮</li></ol> |                     |

なお、DV防止法に基づき第2次三股町男女共同参画プランに包含する三股町DV防止基本計画も条例の理念のもと、配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けての関係施策に一体的かつ総合的に取り組めます。



## 2. 基本目標

プランの基本理念を実現するために、次の5つを基本目標として取り組みます。

### 基本目標

- I 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- II 男女がともに個性と能力を發揮できる地域づくり
- III 男女がともに活躍できる環境づくり
- IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- V 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり  
(三股町DV防止基本計画)

### 3. 施策の体系

本プランは、基本理念をもとに、計画の体系を**基本目標**→**重点分野**→**施策の方向**として下記のとおり施策の推進に取り組みます。

| 基本目標                                       | 重点分野                         | 施策の方向  |
|--|------------------------------|--|
| Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり                        | 1. 男女共同参画の理解の推進              | (1) 男女共同参画の意識啓発<br>(2) 男女共同参画の視点に立った社会通念・慣習の見直し<br>(3) 国際理解・協力の推進          |
|  | 2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実       | (4) 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の拡充  |
| Ⅱ 男女がともに個性と能力を發揮できる地域づくり                   | 1. 政策・方針決定の場への女性参画の推進        | (5) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大<br>(6) 女性のチャレンジ支援<br>(7) 女性人材の育成・確保                 |
|  | 2. 地域における男女共同参画の促進           | (8) 地域活動における男女共同参画の促進<br>(9) 防災分野における男女共同参画の促進                             |
| Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり                         | 1. 就業環境の整備                   | (10) 就業条件及び環境の整備<br>(11) 職場における男女間格差の解消<br>(12) 農畜産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備    |
|  | 2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 | (13) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発<br>(14) 事業所・企業等のワーク・ライフ・バランスの推進          |
|  | 3. 子育て及び介護支援の充実              | (15) 子育て支援の充実<br>(16) 介護支援の充実  |
|  | 4. 家庭・地域における男女共同参画の推進        | (17) 男性の子育て・介護・地域活動等への参加の促進  |
| Ⅳ 誰もが安心して暮らせるまちづくり                         | 1. すべての人が暮らしやすい環境の整備         | (18) 高齢者・障がい者等の生活や社会参画に対する支援<br>(19) ひとり親家庭等に対する支援                         |
|  | 2. 生涯にわたる健康の支援               | (20) 生涯を通じた健康の保持・増進対策の推進<br>(21) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援<br>(22) 各種健康診断の充実 |
| Ⅴ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり<br>(三股町DV防止基本計画) | 1. 配偶者等からの暴力(DV)の防止          | (23) 配偶者等に対する暴力根絶に向けた啓発活動<br>(24) ストーカー対策の推進                               |
|  | 2. DV被害者への支援                 | (25) 相談・支援体制の充実  |
|  | 3. 男女の人権の尊重                  | (26) 女性・パートナー、子ども等に対するあらゆる暴力防止の取組の推進<br>(27) 男女共同参画の視点に立った人権教育の推進          |

### 第3章 プランの内容

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

我が国では、男女共同参画社会基本法の制定、育児・介護休業法等の法整備が行われ、国を挙げて男女共同参画が推進されております。

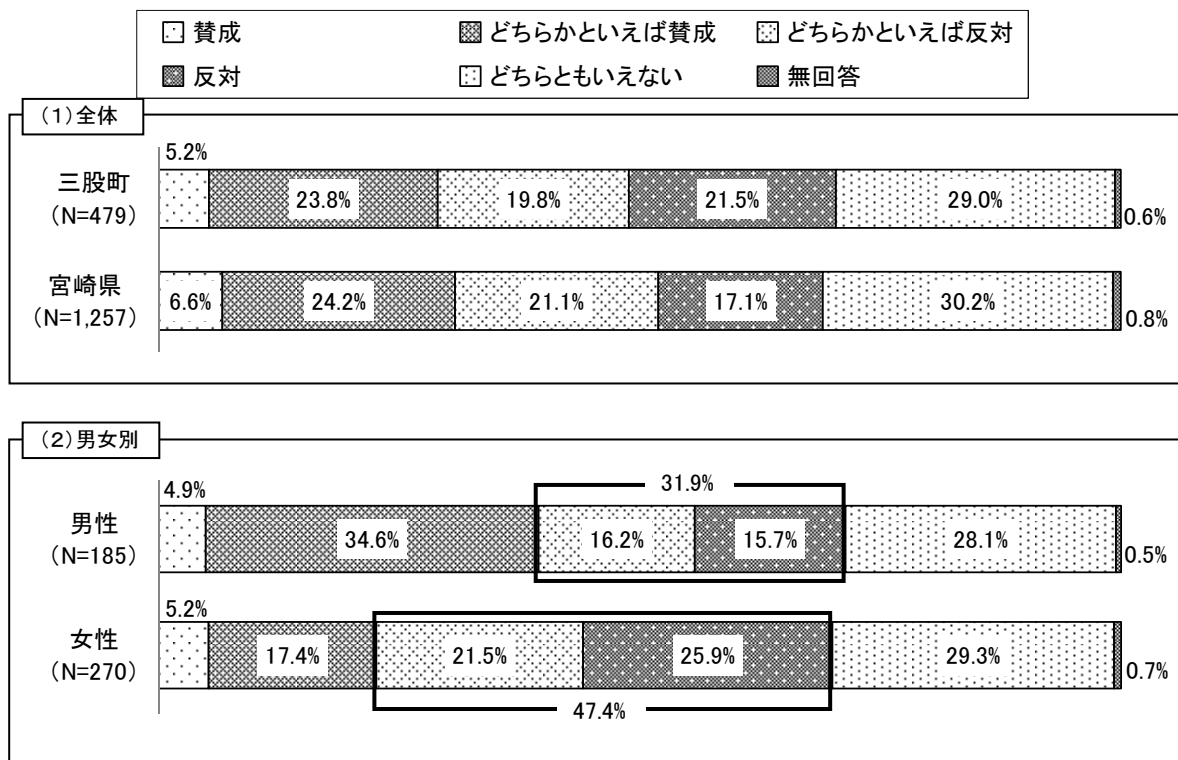
男女共同参画社会を実現するためには、すべての町民が性別に関わりなく、個人を尊重する男女平等の意識をもって、あらゆる分野に参画する必要があります。

平成26年8月に実施した「三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査」(以下「町民意識調査」という)では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対意見が男性31.9%、女性47.4%であります。女性では反対意見が多いものの、男性は賛成が反対を7.6ポイント上回っており、役割分担意識が残っています。

長い時間かけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識<sup>\*1</sup>は、徐々に改善されてきていますが、その意識が影響した慣習と慣行は依然として残っています。

このような状況は、それぞれの人の理想とする生き方や社会での活動の可能性を狭めることとなりますので、家庭・学校・職場・地域等とあらゆる場で男女共同参画社会が必要であるという認識を高める取り組みを推進します。

図 1-1 家庭における男女の役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方)



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

## 重点分野1 男女共同参画の理解の推進

### <現状と課題>

家庭・学校・職場・地域等において男女共同参画への意識改革は、徐々に進んできているものの、性別による固定的役割分担意識やこれを背景とする慣習・しきたりなどが残っており、真の男女平等には達していない状況にあります。

町民意識調査によると、男女平等意識は、「社会全体」については、男性優遇が64.3%で県全体(59.9%)と比べて4.4ポイント上回っています。

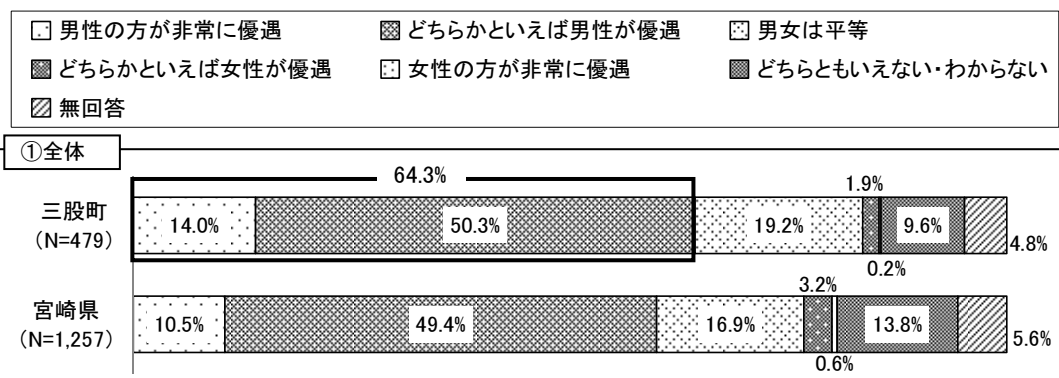
一方、「社会通念・慣習・しきたり」については男性優遇が40.9%で県(69.4%)と比べ28.5ポイントも下回っています。しかし、このことについて女性の48.5%が男性優遇(男性は30.3%)と考えています。

このようなことから、国の男女共同参画基本計画(第2次)では、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」を施策の基本的方向の一つとしています。

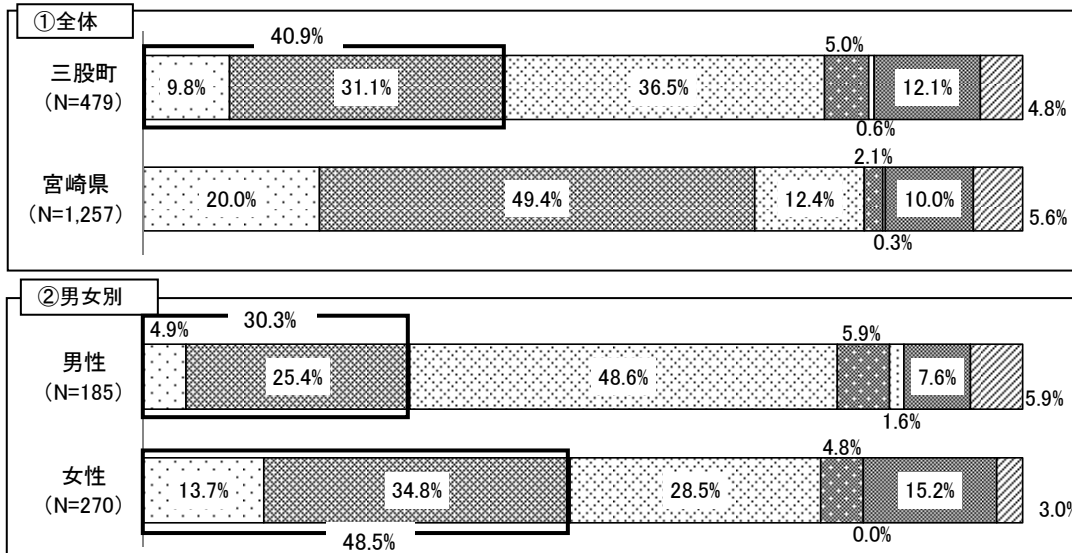
このため、固定的な性別役割分担意識の解消、地域における社会通念・慣習の見直しとともに、男女共同参画の視点に立った国際理解・協力の大切さなど、男女共同参画社会の意義と責任についての意識の高揚が求められています。

図 1-2 男女平等意識

#### (1) 社会全体



#### (2) 社会通念・慣習・しきたり



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

## ◆施策の方向

### (1)男女共同参画の意識啓発

- 男女共同参画社会についての町民の認識と理解を深めるために町の広報紙等により広報・啓発を推進します。
- 男女共同参画意識の醸成のための講座や研修会等の開催に努めます。
- 男女共同参画に関する資料・情報の提供に努めます。

(総務課・教育課・地域政策室)

### (2)男女共同参画の視点に立った社会通念・慣習の見直し

- 家庭・学校・職場・地域等あらゆる場で、固定的な役割分担意識、慣行、慣習などを見直していくよう、広報・啓発活動を推進します。
- 男女共同参画の視点から、社会通念・慣習の見直しが図られるよう相談体制の充実に努めます。

(総務課・教育課・地域政策室・福祉課)

### (3)国際理解・協力の推進

- 国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会<sup>\*2</sup>づくりに努めます。

(教育課)

#### \*1 性別に基づく固定的な役割分担意識 (P9)

「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力等に関係なく、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。現在、重要であるとされていることは、性別による固定的な役割分担意識を解消し、互いの能力や個性を發揮し合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画意識を持つことである。

#### \*2 多文化共生社会 (P11)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていける社会

## 重点分野2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### <現状と課題>

人の意識や価値観の形成には、子どもの頃の家族の言動、学校の教育、地域社会における慣習・しきたりなどが大きな影響を及ぼします。

町民意識調査では、学校教育における「平等意識」については半数以上(57.6%)が男女は平等と考えています。このようなことから「男女共同参画社会を形成するために町が今後力を入れる施策」の優先度の中で、学校教育における男女平等教育の充実(15.0%)は中位に位置しています。

今後とも次代を担う子ども達が、個性と能力を発揮できるように、家庭・学校・地域等において、男女共同参画の観点に立った教育・学習を推進する必要があります。

また、社会的・文化的につくられた性差(ジェンダー\*)に起因する差別意識や性別役割分担意識の解消に向けて、学校教育、家庭教育、社会教育などすべての教育の領域において取り組むことが求められています。

図 1-3 学校教育における男女平等意識

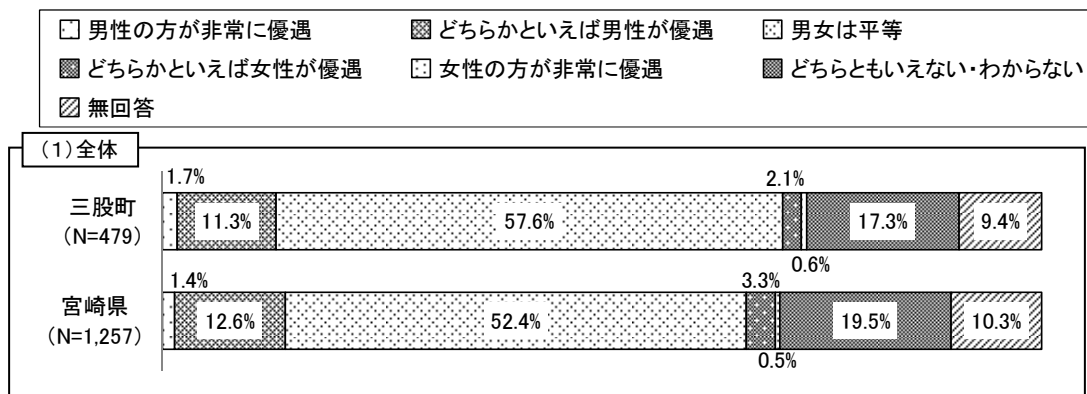
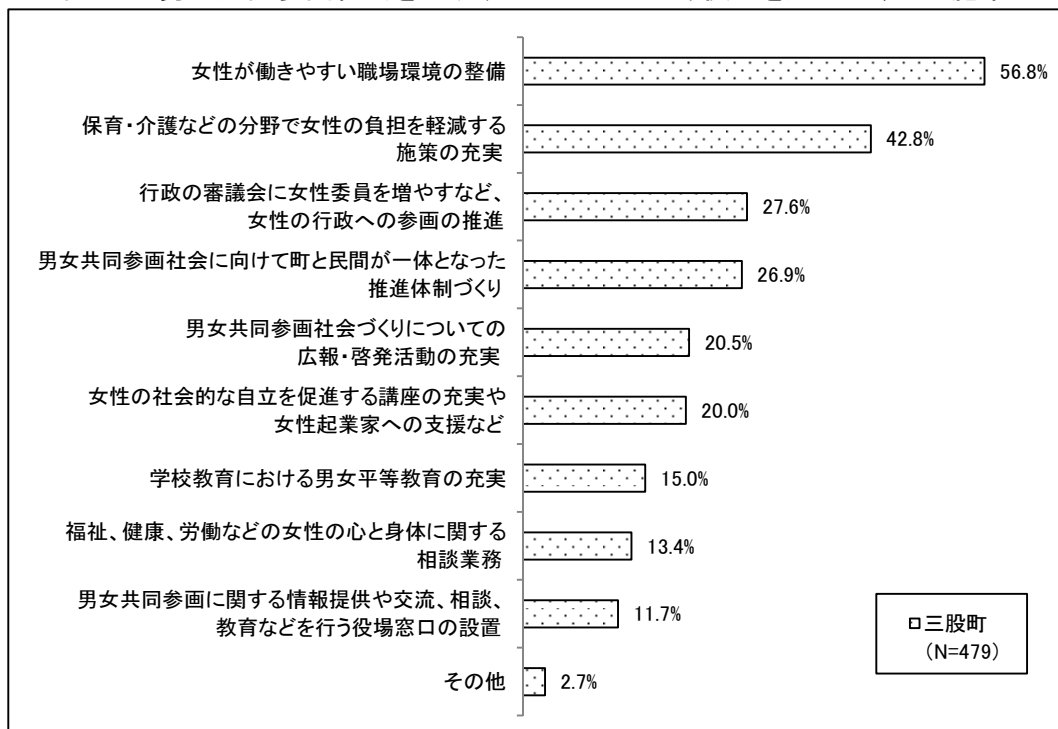


図 1-4 男女共同参画社会を形成するために町が今後力を入れて欲しい施策



資料：平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

## ◆施策の方向

### (4) 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の拡充

- 男女平等に関する教育を積極的に推進します。
- 学校教育において、男女共同参画社会についての認識を深めるための取り組みを推進します。
- 教職員をはじめ教育・保育関係者が、男女共同参画の意識を高めるための研修会等を開催し、啓発に努めます。
- 家庭における男女共同参画の認識を高めるために家庭教育学級、PTA活動等の場において啓発に努めます。
- 町民を対象とした社会教育の場を通じて、固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画推進に関する学習や啓発を推進します。
- インターネットや携帯電話等の多種多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、活用し、コミュニケーションする能力(メディア・リテラシー\*<sup>2</sup>)の育成に努め、男女の人権を尊重した表現等を認識できるような教育を推進します。

(教育課・福祉課)

#### \*<sup>1</sup> ジェンダー(P12)

先天的・生体的・生物的の性別を示す(セックス)に対し、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった、社会的・文化的に形成された概念。この場合の「ジェンダー」という用語自体には、良い悪いという価値判断は含まない。

#### \*<sup>2</sup> メディア・リテラシー(P9)

メディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力。メディアからの情報をただ受け止めるだけでなく、情報を能動的に解釈したり、批判したりする能力と、自分で考え、自分の意見を表現・発信する能力をいう。

## 基本目標Ⅱ 男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会のあらゆる分野に平等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。

こうした中で、地域は家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、重要な役割を担っています。

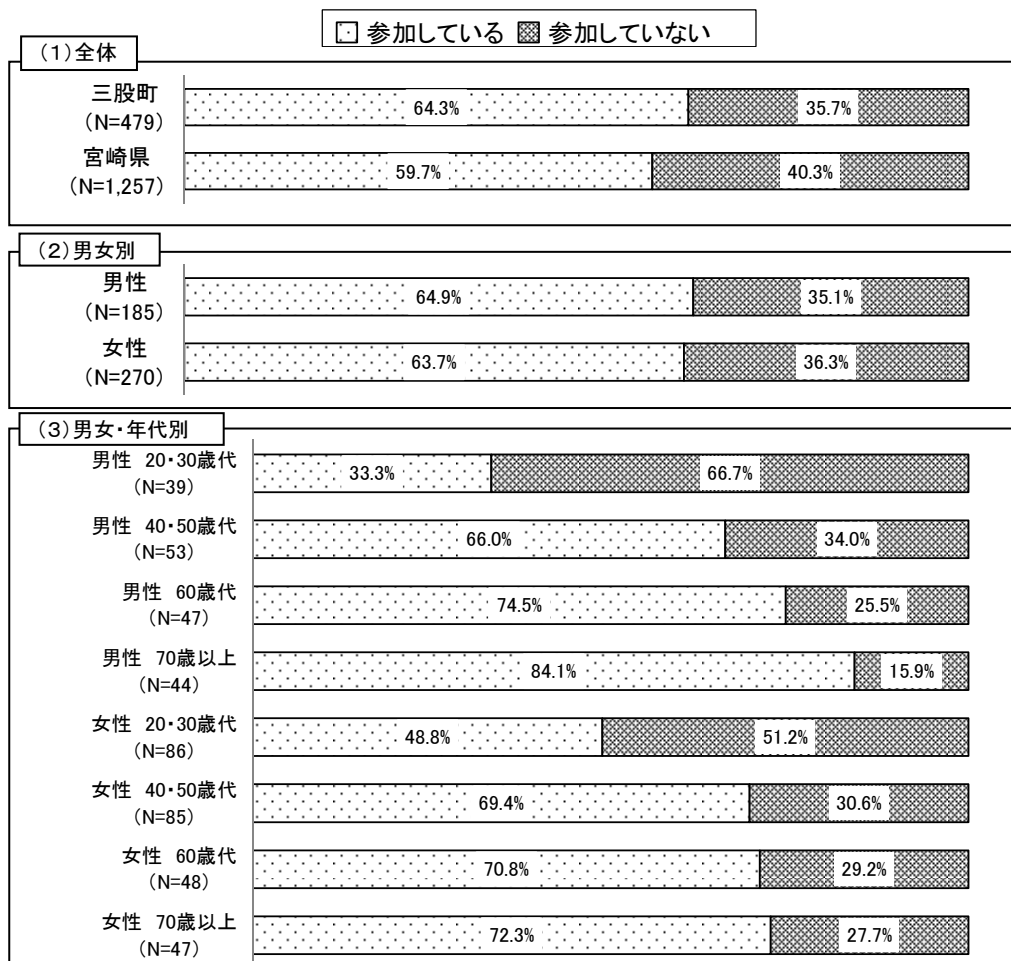
近年、高齢化の進行、地域のつながりの希薄化などに伴い、福祉、環境、防災、防犯、まちづくり等、住民に直結する課題が顕在化しております。

町民意識調査によると「地域活動への参加状況」では、参加していない人が男女とも35～36%となっており、県(40.3%)を少し下回っています。また、年代別では、年代が高くなるほど参加率が高くなっています。その中で、壮年期の40・50代では女性の参加率が69.4%で男性の66%を若干(3.4ポイント)上回っています。

このようなことから、地域の構成員の半分を占めている女性の意見等を地域づくりに十分反映していく必要があります。

地域における男女共同参画の推進は、地域づくりの活力にもなりますので、政策方針決定過程への女性の参加の促進をはじめ、地域活動のあらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるような取り組みを推進します。

図 2-1 地域活動への参加状況



資料：平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査



## 重点分野1 政策・方針決定の場への女性参画の推進

### <現状と課題>

男女共同参画社会を築いていくためには、政策・方針決定の場への女性参画を推進することが大切です。しかし、現実には、議員、審議会委員、自治区会代表などには依然として女性が少ない状況にあります。

本町の総人口(住民基本台帳平成26年10月1日現在)は25,911人、男女の構成比は男性12,153人(46.9%)、女性13,758人(53.1%)で女性が6.2ポイント上回っています。

こうした中で、町会議員は男性10人、女性2人です。

また、審議会等への女性委員の割合は、表2-2になっており、平成22年と比べると2.7ポイント高くなっています。

町民意識調査では、「政策の企画や方針決定の過程に女性が少ない理由」として第1位は「役員・委員の就任、選任に際して、男性優先の慣例・しきたりがある」(50.5%)、第2位「男性優位の組織運営になっている」(42.6%)となっています。

女性の能力や意欲を高めるために、人材育成、チャレンジの支援など女性が参画しやすい環境を整える取り組みが必要です。

表 2-1 審議会等委員の女性委員の登用率(三股町)

(単位:%)

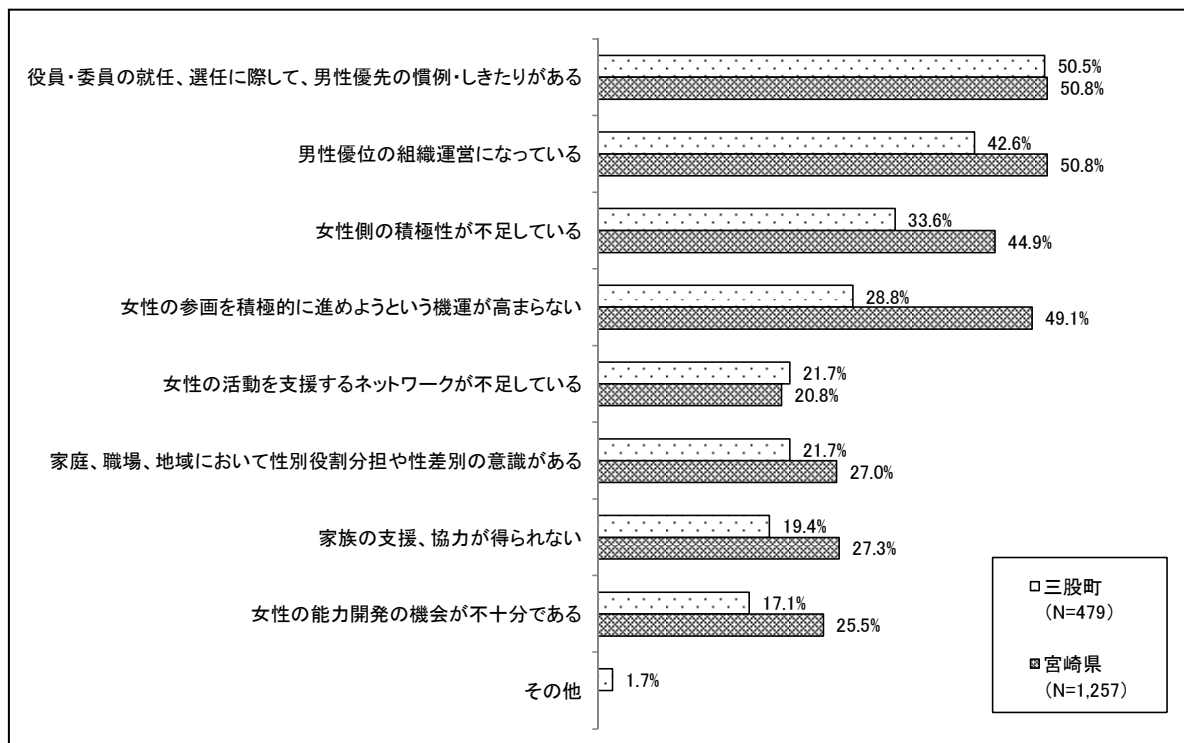
|       | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 女性登用率 | 10.2%  | 10.2%  | 11.0%  | 15.7%  | 12.9%  |

表 2-2 審議会等における女性登用の状況(平成 26 年 3 月現在:三股町)

(単位:人数)

|           | 総数 | 男性 | 女性 |
|-----------|----|----|----|
| 町議会議員     | 12 | 10 | 2  |
| 教育委員      | 5  | 4  | 1  |
| 選挙管理委員会委員 | 4  | 4  | 0  |
| 農業委員      | 14 | 12 | 2  |
| 公平委員会     | 3  | 2  | 1  |
| 都市計画審議会   | 8  | 7  | 1  |
| 行政事務連絡員   | 30 | 30 | 0  |
| 社会教育委員    | 7  | 6  | 1  |
| 男女共同参画審議会 | 11 | 5  | 6  |

図 2-2 政策の企画や方針決定の過程に女性が少ない理由



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

## ◆施策の方向

### (5) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

- 審議会等への女性の登用に努めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。
- 自治公民館活動、グループ・団体活動、事業者等において、女性の指導的立場への登用を積極的に促進します。
- 役場における女性職員の管理職の登用については、能力と適性を見極め、積極的な登用に努めます。

(全課)

### (6) 女性のチャレンジ支援

- 女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、県等と連携して意欲と能力を高める講座や研修を開催します。
- 女性が経済、政治、教育など様々な分野における課題を自分の力で解決していく能力、技術を身につける(エンパワーメント)ための学習機会の提供に努めます。
- 女性がライフスタイルに合わせて、仕事や様々な活動に従事することができるよう関係機関と連携を図りながら「仕事と生活の調和」の視点に立って環境の整備に努めます。

(総務課・教育課)

### (7) 女性人材の育成・確保

- 幅広い分野からの女性の登用を促進するため、女性の人材情報の収集に努めます。
- 性別にとらわれることなく意欲と能力の高い女性人材の育成と発掘に努めます。

(全課)

## 重点分野2 地域における男女共同参画の促進

### <現状と課題>

地域(自治公民館)は少子高齢化の進行、社会情勢の変化などにより地域が抱える課題はより多様化、複雑化してきています。

このような状況に対応するためには、性別による固定的な役割分担、慣習やしきたりなどにとらわれず、男女が共に平等なパートナーとして地域づくりに参画することが大切です。

また、東日本大震災を契機に防災の観点から、自治会・集落等の地域活動の重要性・役割が改めて認識されてきています。

このような状況の中で、町民意識調査では「男女の地位は平等であるか」(P10参照「男女平等意識(1)(2)」)について、「社会全体」では19.2%が男女は平等としていますが、「地域社会(社会通念・慣習・しきたり)」では男性優遇が40.9%となっています。特に女性は48.5%が男性優遇と考えています。

また「地域社会の慣習」では、役員・責任者は男性が多いが55.3%、地域の行事・催し物の企画・運営は男性が多いが57.4%となっています。

このように、地域においては依然として男性優位、男性中心の状況が推察されます。

地域が抱える課題を克服し、社会情勢の変化に対応するためには、行政による取り組みだけでは難しい状況にあります。今後は、住民一人ひとりが自分の問題として考える意識を持ち、そして男女共同参画の視点が重要であり、男女が対等な立場から役割と責任を分担する地域づくりの促進が求められます。

図 2-3 地域活動の役員・責任者は男性が多い

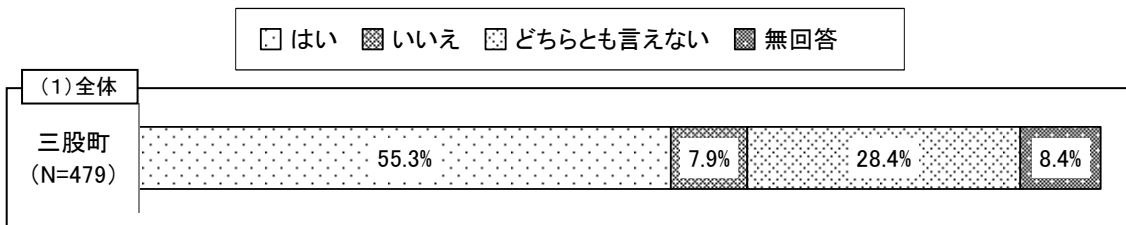
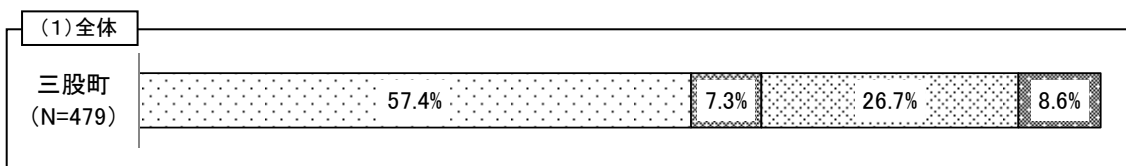


図 2-4 地域活動の企画・運営は男性が多い



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

## ◆施策の方向

### (8) 地域活動における男女共同参画の促進

- 地域における男女共同参画の認識を深めるための啓発や情報提供を推進します。
- 男女が相互に協力して地域活動(自治会活動、ボランティア活動、子ども会活動、スポーツ・文化活動、高齢者クラブ活動等)への参画を促進するための広報・啓発を促進します。
- 地域づくり団体等への情報提供、リーダーの育成、団体間の連携・交流促進など、地域活動の支援に努めます。
- 男女共同参画の視点から、地域のしきたりや慣習が必要に応じて見直されるように広報・啓発、研修等に取り組みます。
- 教育分野においても、性別による固定的な役割などを反映したしきたり・慣習等を見直すための教材の提供、資料の作成等に努めます。

(全課)

### (9) 防災分野における男女共同参画の促進

- 地域住民の生命・財産を自然災害等から守るため、男女が共同して取り組むための意識啓発や情報提供を推進します。
- 地域防災の中核である消防団の活動を活性化するため、防災啓発に取り組む女性消防団員の育成に努めます。
- 教育分野においても、子どもの頃から地域における避難訓練や防災活動の重要性を認識するための教育に努めます。
- 災害において、安否確認の人材ネットワーク形成、高齢者・障がい者・妊産婦などの要援護者の支援体制の整備、避難先の確保、生活用品の備蓄などに男女が共同で取り組む仕組みづくりを支援します。

(総務課・教育課・町民保健課・福祉課)

### 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり

人口減少、少子高齢化等が進行する中で町、地域、家庭等がそれぞれの場において、将来にわたり活力、元気、成長を維持・増進させるためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想が求められています。

このような観点から、あらゆる分野への男女の参画を促進する必要がある、特に女性の参画が進まない分野で取り組みを強化していくことが重要です。

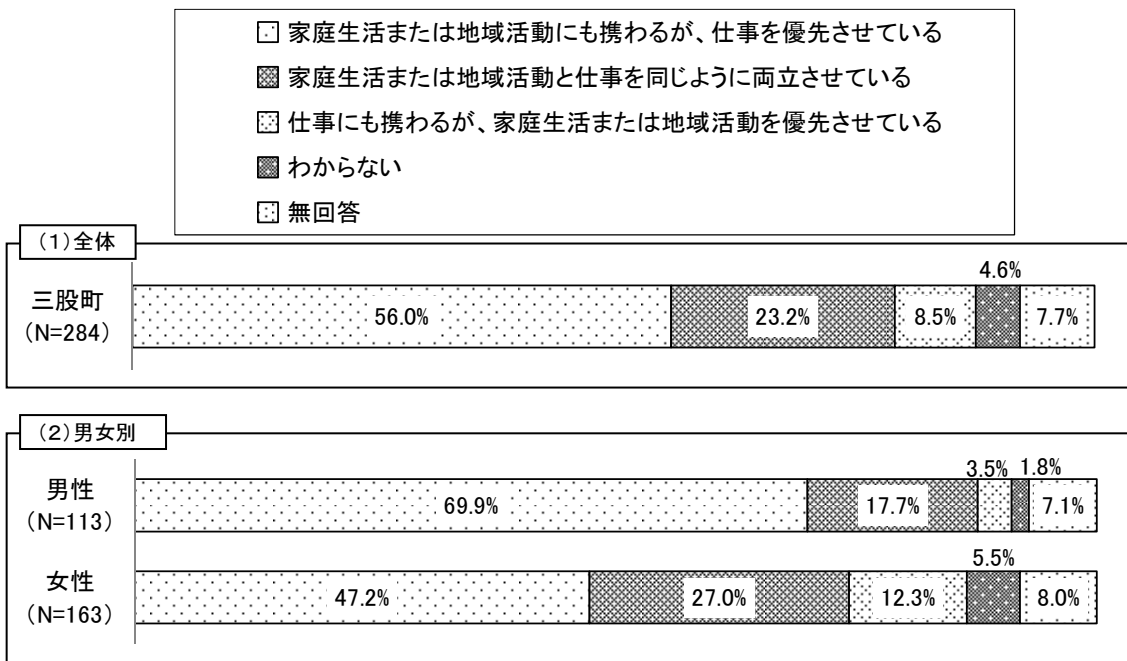
町民意識調査によると、女性の60.3%が就業しています。また結婚している女性の59.5%は就業しています。女性の就業支援をすることは、少子高齢化に伴う生産年齢人口(15～65歳未満の人口)の減少を補う効果があり、また生活者目線からの発見による新たな企画・創造も期待されます。

女性が男性とともに仕事をするためには、家事・育児・介護など、家庭生活の責任を男女が共に担う必要があります。このようなことから近年「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*1)」という考え方に立った取り組みが求められています。

仕事と生活の調和について、町民意識調査では、現在働いている人のうち「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている」は23.2%です。男女別でみると両立派は男は17.7%であるのに対して、女性は27.0%で、男性を9.3ポイント上回っています。一方、「仕事を優先」の男性は69.9%、女性は47.2%となっています。

今後は、男女がともに仕事や家庭生活における責任を果たすとともに、一人ひとりがやりがいや達成感を感じながら、子育て期・中高年期などのライフステージ\*2に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者および行政などが協働して環境の整備に取り組めます。

図 3-1 仕事と家庭生活・地域活動のバランス



資料：平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

## 重点分野1 就業環境の整備

### <現状と課題>

就業は、町民の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、働く人が生きがいを感じたり、達成感を得られるなど自己の実現につながります。このため、就業は男女共同参画社会の実現には重要な分野です。

国においては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正、子ども・子育て支援法<sup>\*3</sup>など女性の働く環境を整備してきています。しかし、女性に対する募集・採用、教育訓練、定年・退職・解雇など働く場における男女の均等は必ずしも確保されているとは言い難く、就業分野における男女平等は十分進んでいる状況ではありません。

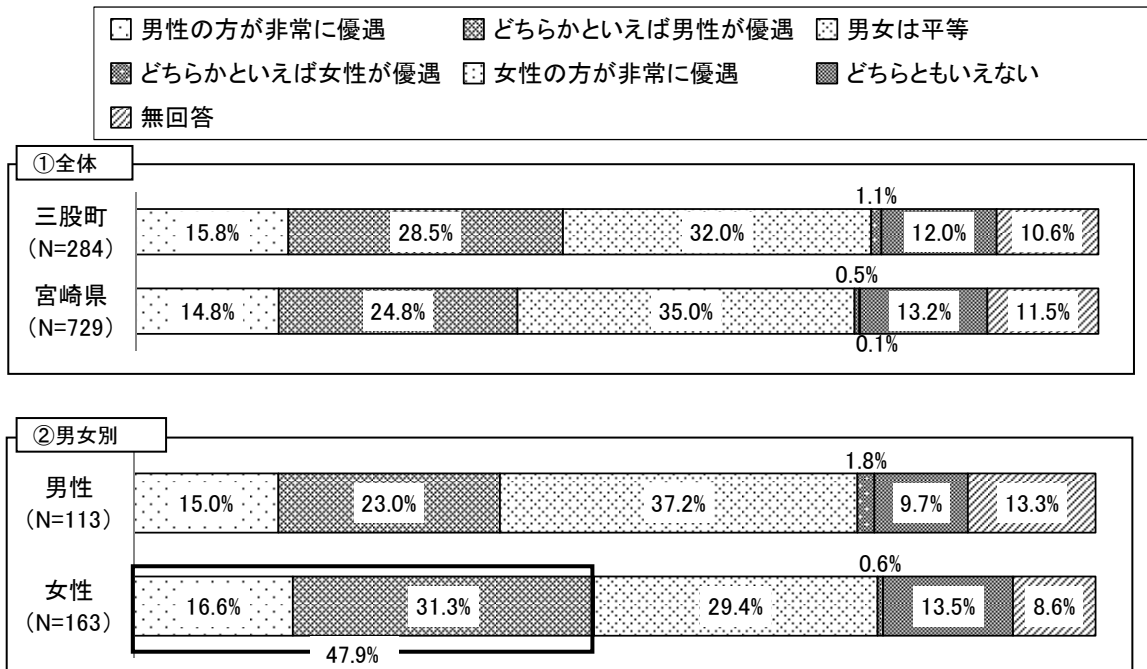
町民意識調査によると、「職場における性別による格差」について、働いている女性は、例えば、賃金・給与の面では47.9%、昇進・昇格の面では42.9%が男性優遇と考えています。

また、「女性が結婚・出産後も職業を持ち、働き続けるにはどのようなことが必要か」について働いている女性は、第1位「残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない」(45.9%)、第2位「育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する」(39.6%)が必要と考えています。

就業する産業の分野(農畜産業、商工業、サービス業など)や就業形態(自営、サラリーマン等)が異なっても、女性が能力に応じた適正な処遇・労働条件の確保や女性の意思決定の場への参画の促進など、男女平等の観点からの就業環境の整備が求められています。

図 3-2 職場における性別による格差

#### (1) 賃金・給与



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

(2)昇進・昇格

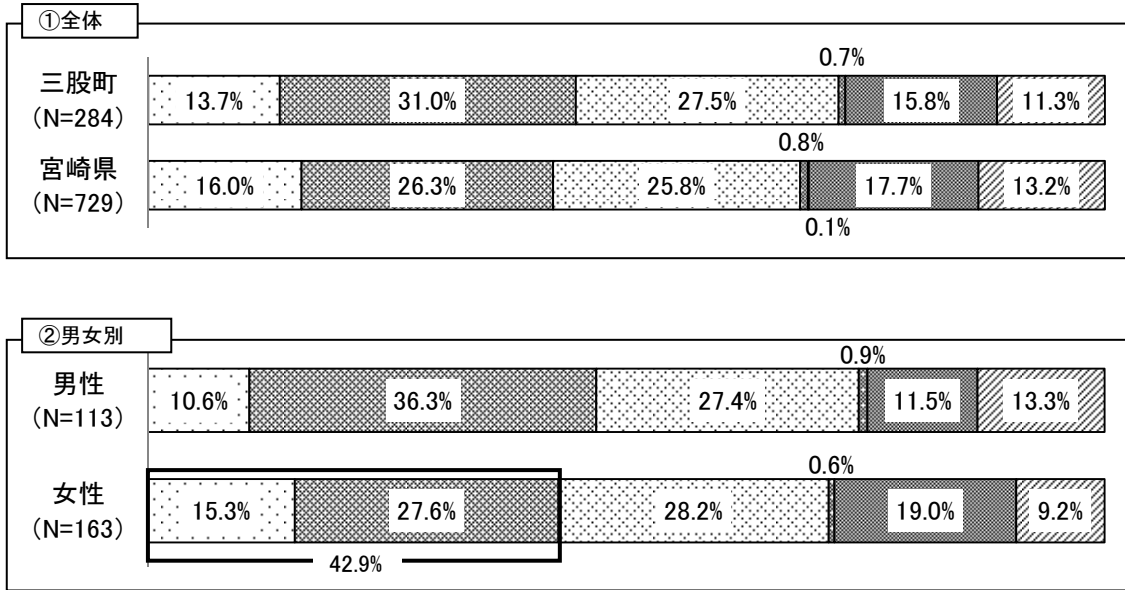
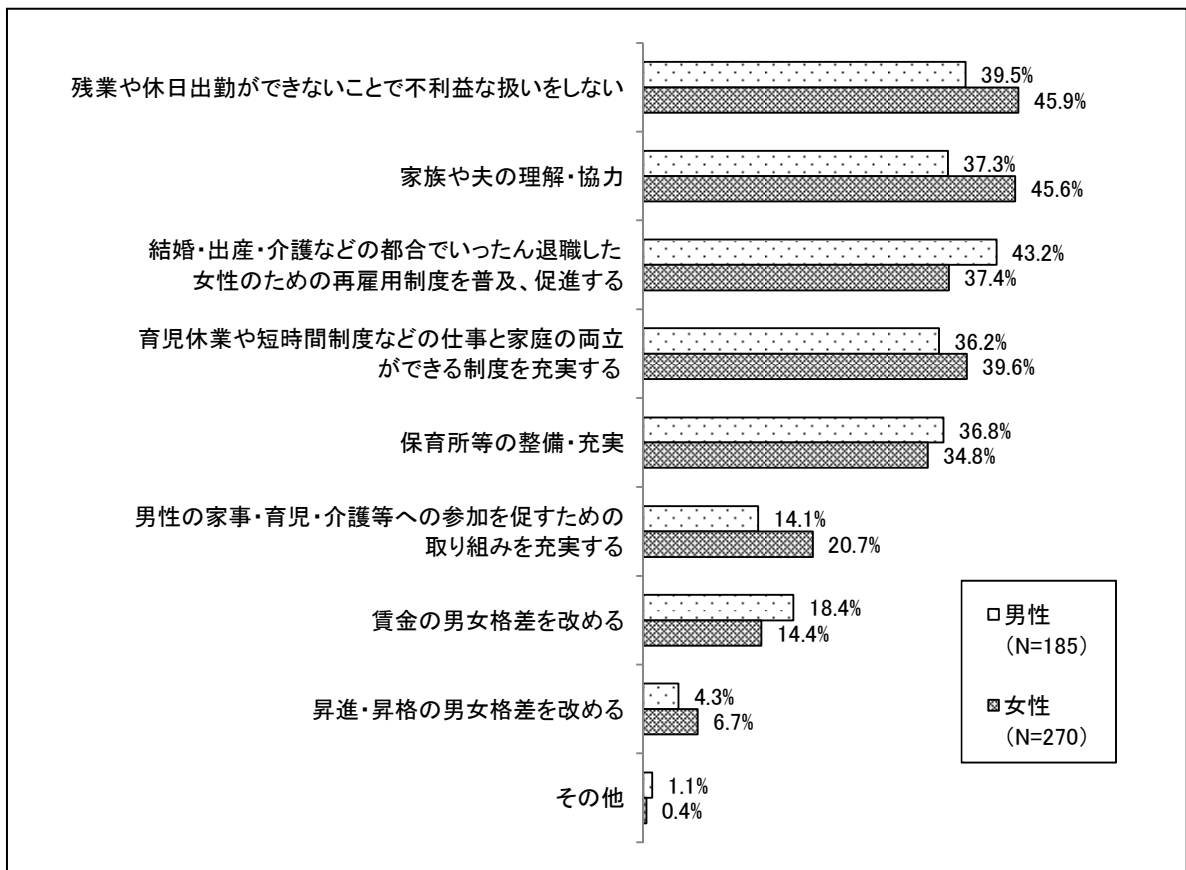


図 3-3 女性が結婚・出産後も働き続けるために必要な対策



資料：平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査



## ◆施策の方向

### (10)就業条件及び環境の整備

- 男女雇用機会均等法の周知・徹底に努めます。
- 女性の就業を支援するため関係機関と連携して、各種の情報の提供、相談、融資制度の紹介等に努めます。

(総務課・産業振興課)

### (11)職場における男女間格差の解消

- 町は「三股町職員ハラスメント防止規程」に基づき、職員に対する研修を今後も進めます。
- 事業所におけるハラスメント防止の啓発を促進します。
- 職場における、セクシュアルハラスメント\*4、マタニティハラスメント\*5などを防止するための啓発活動を促進します。
- 男女平等の雇用条件(非正規雇用・パートを含めて)・賃金体系の確立等を促進します。
- 女性の職業能力の開発、職域拡大、意思決定の場への参画等を促進するために、事業所・関係機関と連携して取り組みます。
- 事業所における男女間格差の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入を促進するための啓発に努めます。

(総務課・産業振興課)

### (12)農畜産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備

- 農畜産業・商工自営業の従事者に男女共同参画のための啓発活動(講座・研修会等)を促進します。
- 農業・商工関係団体への女性の参画を促進します。
- 家族経営に従事する女性の正当な評価、就労状況の改善を推進するために、家族経営協定\*6の締結や認定農業者\*7の育成を促進します。
- 女性の起業支援に努めます。

(産業振興課)

表 3-1 家族経営協定締結件数(農畜産業)

|    | 平成21年度<br>までの累計 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 39              | 41     | 41     | 41     | 41     | 41     |

表 3-2 女性認定農業者数の推移(単位:人)

(単位:人)

|            | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認定農業者数     | 121    | 102    | 105    | 107    | 110    |
| うち女性認定農業者数 | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |

表 3-3 女性の商工会員数の推移

(単位:人)

|         | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 商工会員数   | 468    | 455    | 455    | 445    | 436    |
| うち女性の人数 | 37     | 34     | 36     | 36     | 36     |

**\*<sup>1</sup> 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)**

誰もが、仕事、家庭・地域生活等の様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のこと。

**\*<sup>2</sup> ライフステージ**

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

**\*<sup>3</sup> 子ども・子育て支援法**

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための法律。2012年(平成24)8月に公布され、2017年4月に施行される。なお、これとあわせて成立した、認定こども園法の一部改正法と、これら2法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、子ども・子育て関連3法とよばれる。

**\*<sup>4</sup> セクシュアルハラスメント**

職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、環境が害されること。

**\*<sup>5</sup> マタニティハラスメント**

妊娠や出産したことによって業務上支障をきたすという理由での嫌がらせ行為を指す言葉。妊婦に直接いやがらせを言ったり、妊娠を理由に自主退職を強要したり、育児休暇を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなどの行為も含まれる。省略してマタハラとも呼ばれる。

**\*<sup>6</sup> 家族経営協定**

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

**\*<sup>7</sup> 認定農業者**

農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農業経営改善計画を市町村から認定を受けた農業者・農業法人など。対象は性別を問わず、共同経営を行う夫婦や兼業農家・新規就農を目指す非農家なども含めている。

## 重点分野2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

### <現状と課題>

一人ひとりが仕事と家庭、地域活動、趣味などをバランスよく充実させ、ライフステージに応じて多様な生き方が選択できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現が求められています。しかし、現状は、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識などを反映して、男性の多くが長時間労働を余儀なくされ、家事・育児・介護など家庭的責任の多くを女性が担っている状況にあります。

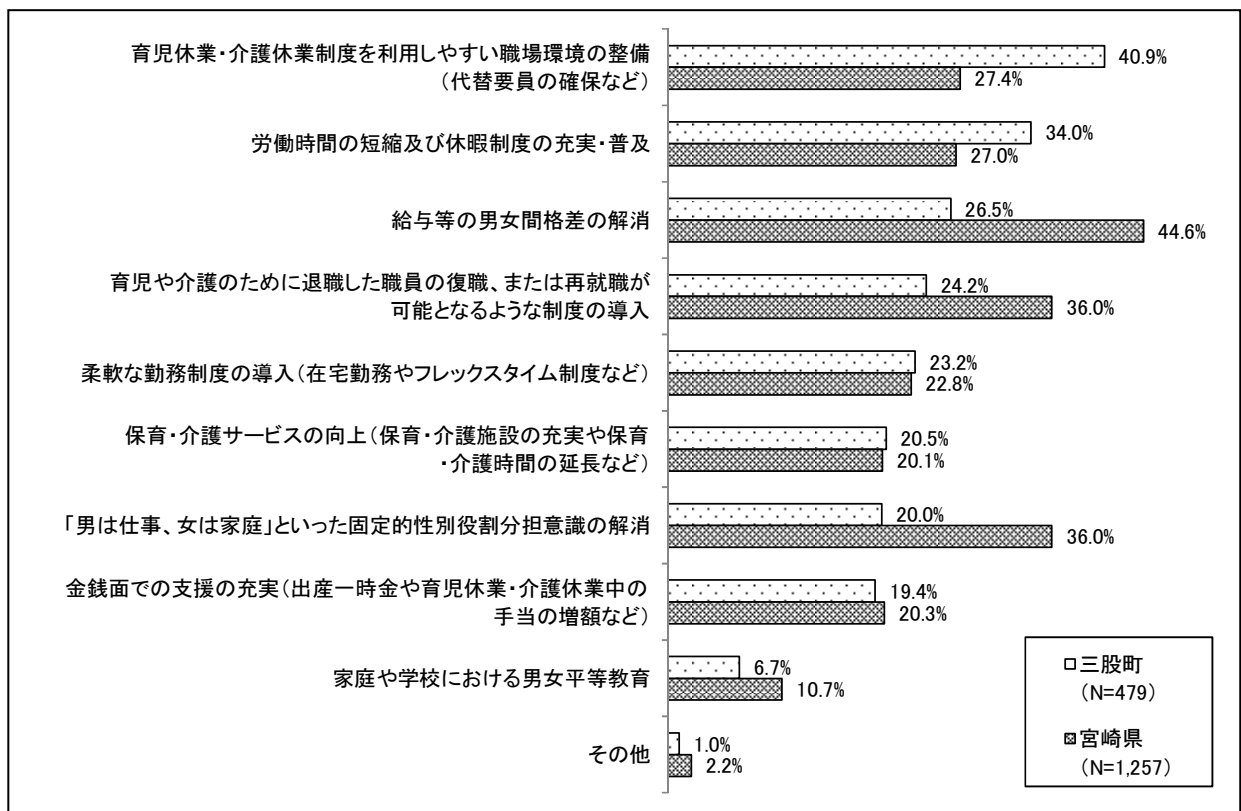
また、宮崎県の「企業における仕事と子育ての両立支援調査(平成25年)」によると、育児休業制度、短時間勤務制度について女性の8割以上が利・活用しているのに対して、男性は1割以下となっています。このため、今後は男性のワーク・ライフ・バランスがより一層求められています。

町民意識調査では、男性も女性も仕事と家庭生活や地域活動を両立させるためには、第1位「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備(代替要員の確保など)」(40.9%)、第2位「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」(34.0%)を望む人が多くなっています。

また、男性の育児休業取得率が低い理由として、「職場に取りやすい雰囲気がないから」(51.1%)、「取ると周囲の人の迷惑がかかるから」(36.1%)をあげています。

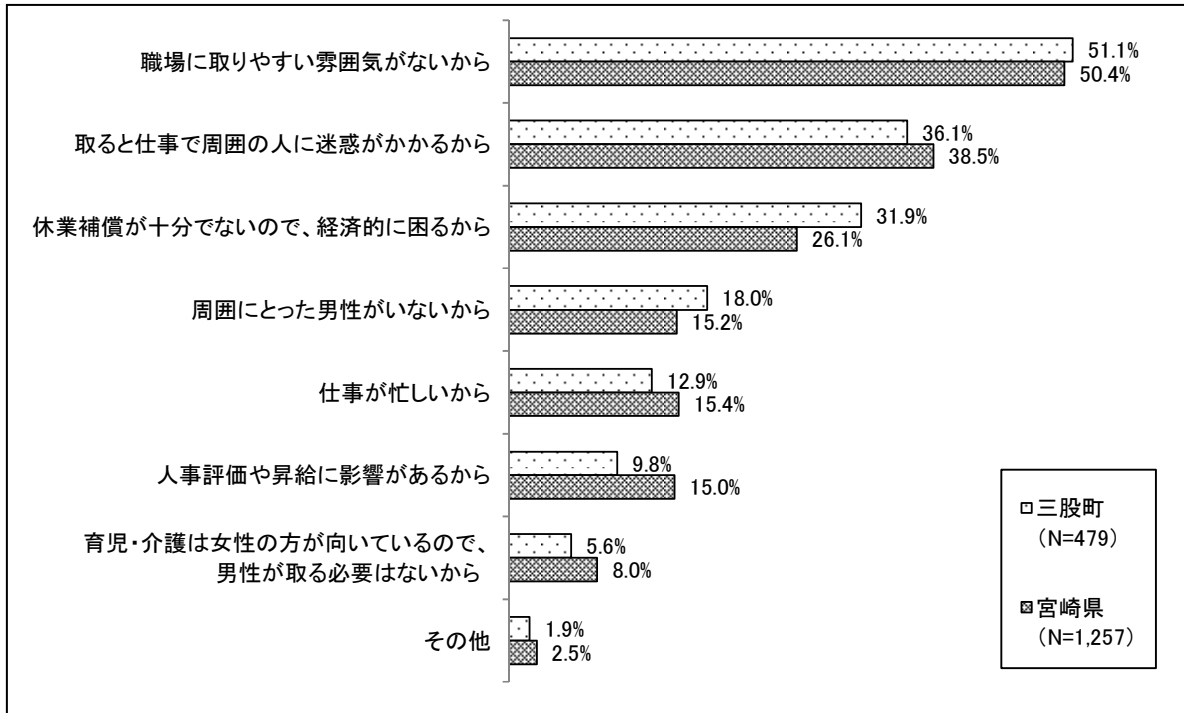
男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が重要になりますので、一人ひとりの意識改革に向けての啓発活動の展開、事業所・企業等の理解と協力を求めていく必要があります。

図 3-4 仕事と生活の調和の促進に必要なこと



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

図 3-5 男性の育児休業取得率が低い理由



資料：平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

## ◆施策の方向

### (13) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発

- 女性が仕事と家庭の両立を可能とするために、家族や夫の理解・協力の気運が高まるよう、啓発活動を推進します。

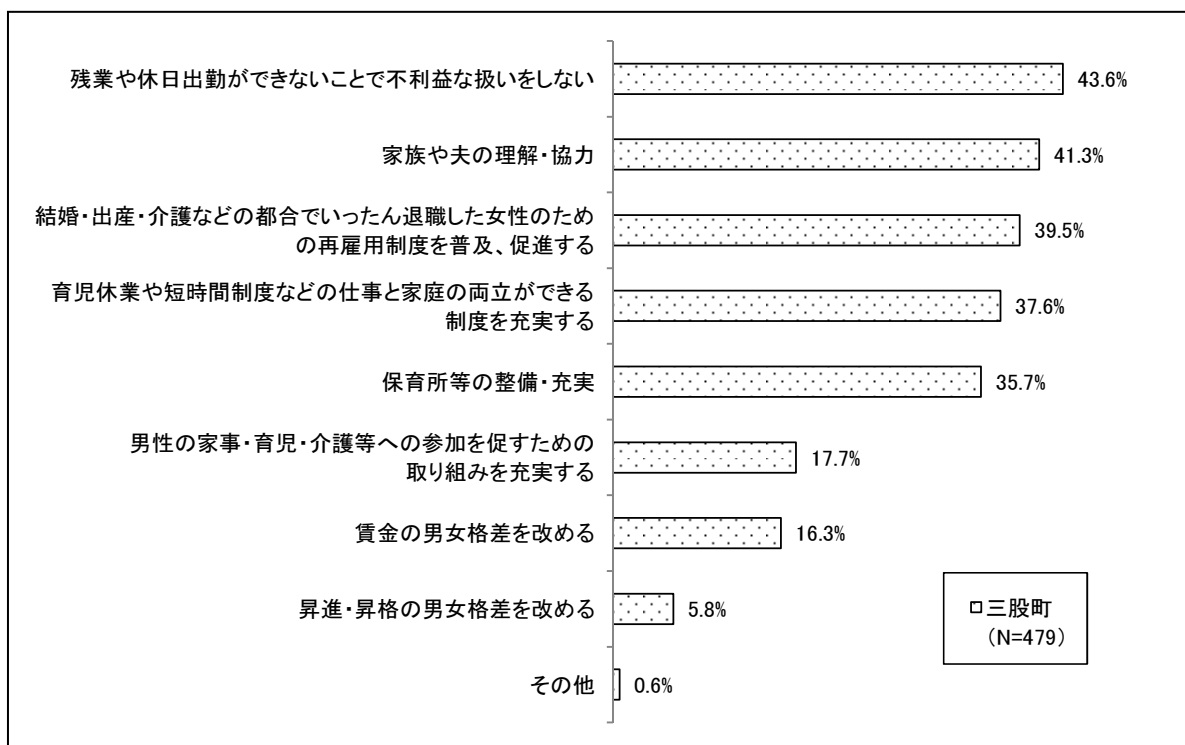
(総務課・地域政策室)

### (14) 事業所・企業等のワーク・ライフ・バランスの推進

- 事業所・企業等に対して、ワーク・ライフ・バランスの定着に向けての啓発を推進します。
- 企業・事業者等に対して育児休業・介護休業制度の一層の整備充実の要請に努めます。
- 男性の育児休業制度・短時間労働勤務制度の利用の促進啓発に取り組みます。

(産業振興課)

図 3-6 女性が結婚・出産後も働き続けるために必要なこと



資料：平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

### 重点分野3 子育て及び介護支援の充実

#### <現状と課題>

女性の就業について、町民意識調査では、「子どもができてもしっかりと仕事を続けるほうがよい」と考えている人が35.1%で、県全体(31.2%)を3.9ポイント上回っています。

特に、20代～50代の女性の45～46%が継続して働きたいと考えています。

一方、「家庭における役割分担」では、「育児・子どものしつけ」について妻の負担が多い人は63.1%であり、「親の世話・介護」については妻の負担が大きくなっています。(45.1%)

このような中で、これまで、子育てや介護は女性が担うものと考えられがちでしたが、核家族・高齢化社会の進行に対応するためには、男女がともに協力して負担を分かち合っていくことが必要です。

一方、行政においても、仕事と生活の調和を推進する観点から、家庭における子育てや介護の負担感を軽減するために、多様なニーズに対応した相談体制やサービスの充実等により一層取り組むことが求められています。

図 3-7 女性の就業

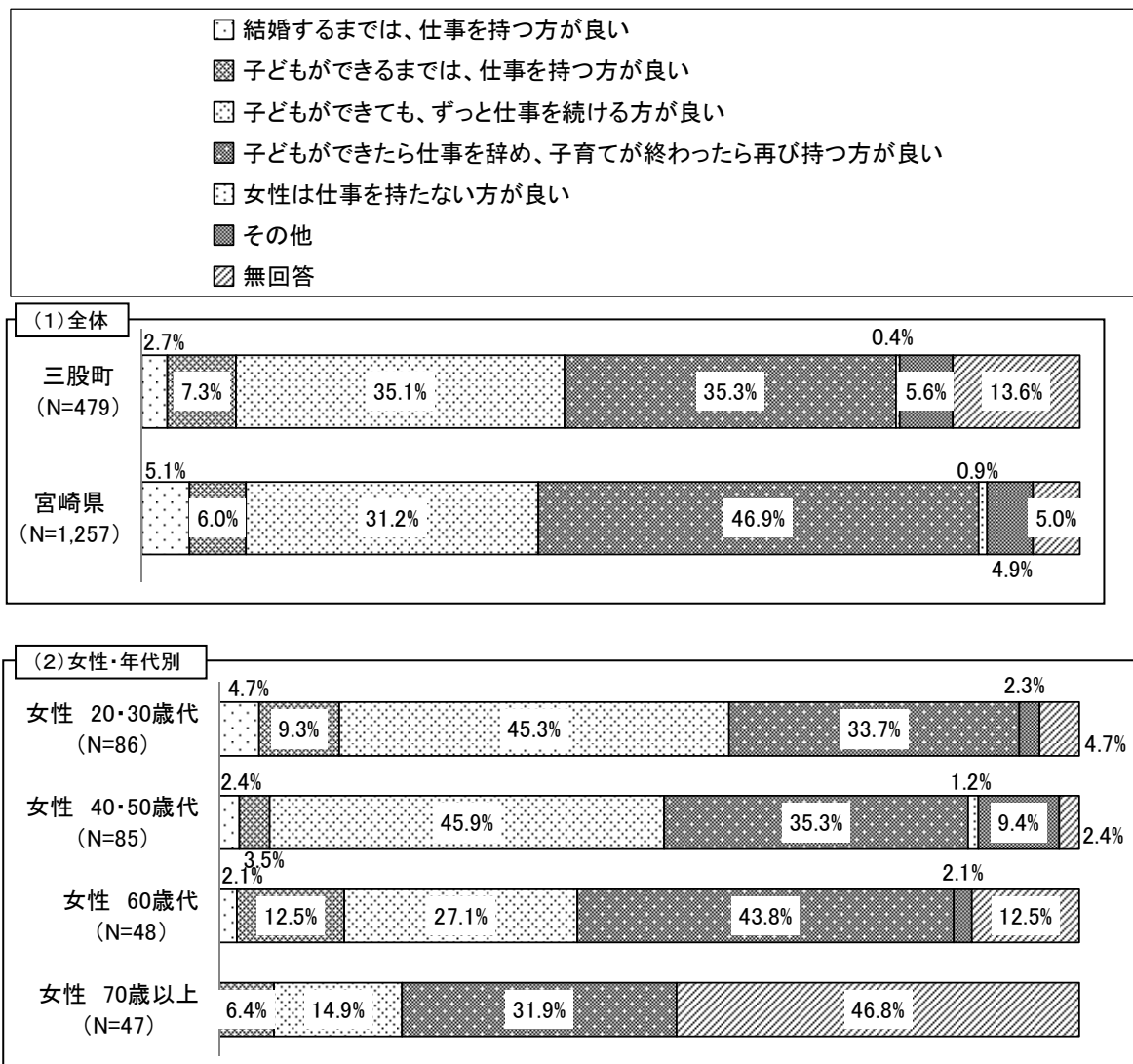
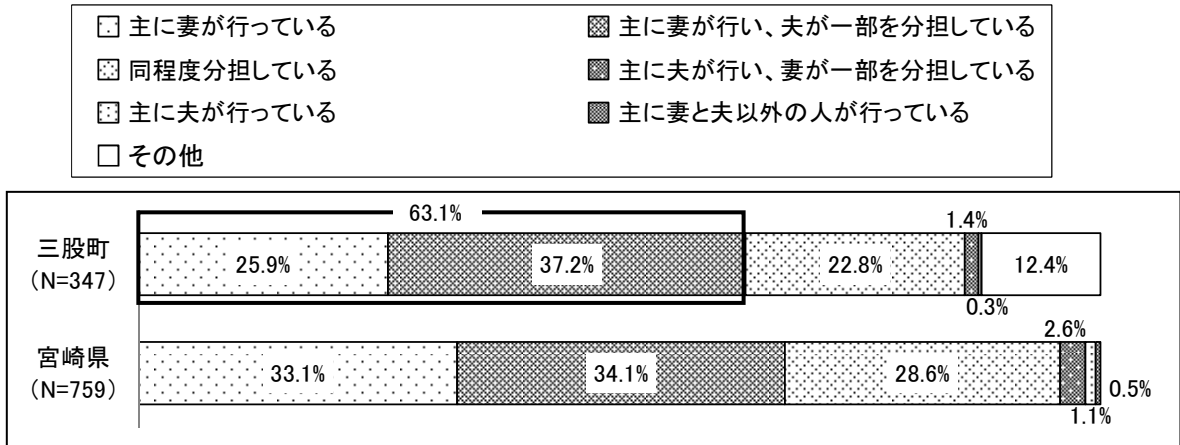
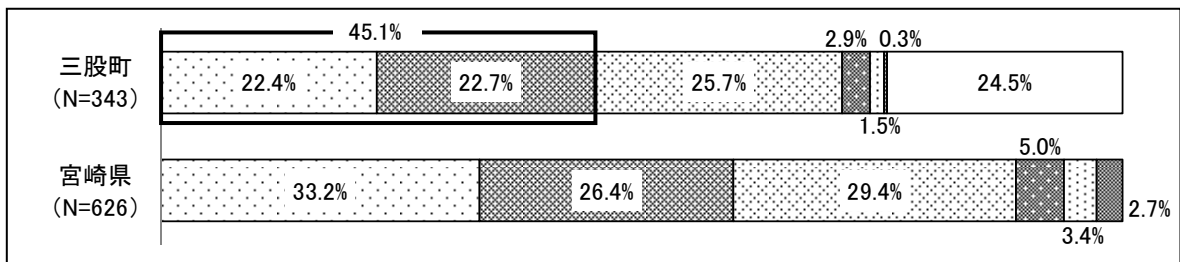


図 3-8 家庭における妻と夫の役割分担(回答者は結婚している人)

(1) 育児・子どものしつけ



(2) 親の世話・介護



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

## ◆施策の方向

### (15)子育て支援の充実

- 延長保育、病児・病後児保育事業など、保育ニーズに対応した制度の充実に努めます。
- 育児休業制度・短時間勤務制度の利用を促進する広報・啓発活動を推進します。
- 育児への不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら、相談業務の充実や情報提供に努めます。
- 放課後児童クラブの充実など、安心して子育てができるような環境の整備に努めます。
- 子どもへの虐待防止のため保健・福祉・教育等の関係機関が情報を共有しながら防止に努めます。

(町民保健課・福祉課・教育課)

### (16)介護支援の充実

- 安心して介護サービスを利用できるよう、施設の整備、サービス内容の充実に努めます。
- 介護サービス、施設の情報など、介護保険制度の利用に関する情報の提供に努めます。
- 地域包括支援センターを中心に各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。
- 介護休業制度の利用を促進する広報・啓発活動を推進します。

(福祉課)

表 3-4 要介護認定者数(三股町)

(単位:人)

|      | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援1 | 175   | 151   | 150   | 137   |
| 要支援2 | 223   | 205   | 187   | 188   |
| 要介護1 | 310   | 305   | 280   | 288   |
| 要介護2 | 225   | 222   | 216   | 238   |
| 要介護3 | 158   | 175   | 170   | 169   |
| 要介護4 | 175   | 142   | 137   | 138   |
| 要介護5 | 101   | 118   | 100   | 128   |



## 重点分野4 家庭・地域における男女共同参画の推進

### <現状と課題>

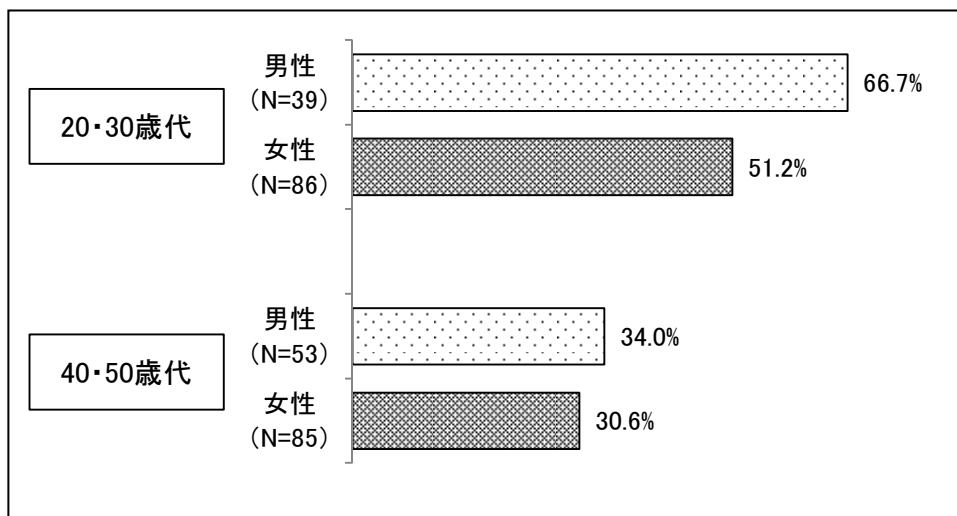
男女共同参画社会の実現のためには、家族が相互に協力し、家庭・地域の一員として、家庭・地域活動とのバランスがとれた生活が基本となります。特に子育て・家事・介護・地域活動等の分野において女性の負担を軽減する観点から男性の参加を促すことが大切です。

「地域活動への参加状況(この1年間)」について、町民意識調査では「参加していない」が男性の20・30代66.7%(女性 同51.2%)、40・50代34.0%(女性 同30.6%)となっており、子育て・働き盛り世代の男性の不参加率が女性を上回っています。

また、「男性の育児休業取得率が低い理由」については、「職場に取りやすい雰囲気がないから」(51.1%)が第1位となっていますが(P26図3-5)、中でも女性の40・50代では67.1%が理由として挙げています。40・50代男性は「取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから」(54.7%)がトップとなっています。(図3-10)

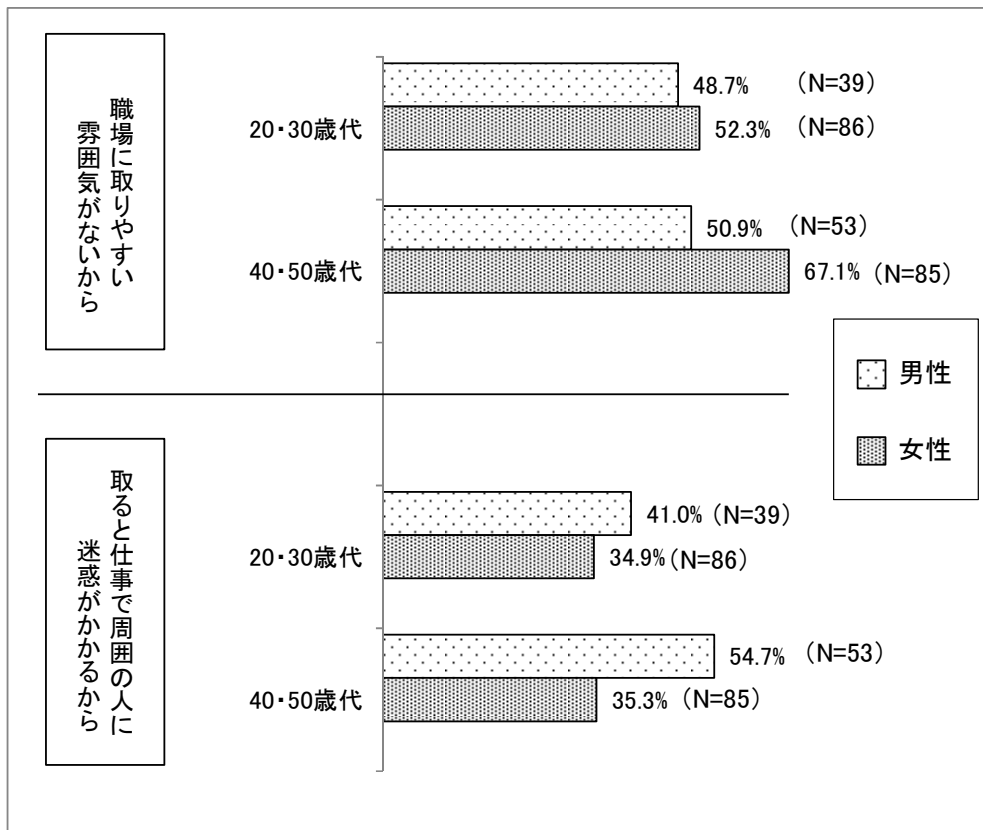
このようなことから子育て・働き盛りの世代(20～50代)の男性が男女共同参画社会の形成に主体的に関わるような雰囲気や気運を家庭・地域・職場等で醸成する必要があります。

図 3-9 地域活動に参加していない人の割合(男女年代別)



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

図3-10 男性の育児休業取得率の低い理由(上位2項目)(男女年代別)



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

◆施策の方向

(17)男性も子育て・介護・地域活動等への参加の促進

- 家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、講座・研修会の実施など意識の啓発に努めます。
- 自治会・PTA・子ども会等の活動に男性の参加を促進します。

(総務課・教育課・福祉課)

## 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢化が進行する中で、平成25年度の健康寿命\*<sup>1</sup>は男71.19歳、女74.21歳で第一線を退いた元気な「第二の人生」が長くなってきています。

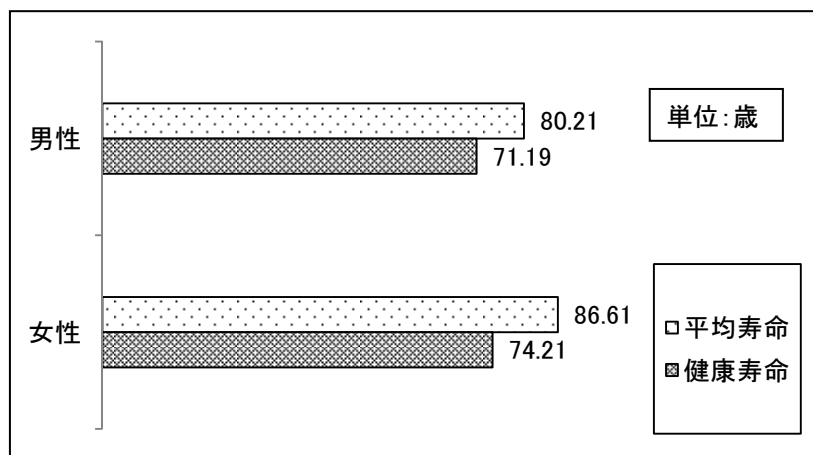
このようなことから、高齢期の男女が仕事や仕事以外の生活の様々な場面で、充実感を感じながら社会参画ができるような環境の整備が求められています。

一方、行政はもとよりすべての人が介護を必要とする高齢者や障がいのある人も社会を支える一員として認識して、ノーマライゼーション\*<sup>2</sup>の理念のもと、安心して日常生活を送ることができるような支援対策の充実が必要です。

高齢化社会においては、誰もができるだけ長く健康な生活を送るために、健康寿命を伸ばす取り組みが必要です。特に、次世代を担う新しい命を守り、育てていくために女性の健康の維持・増進が重要です。女性は妊娠・出産をする可能性もあることから、男性にも女性にも身体的変化の過程や母体保護と健康に関する正しい知識をもつことが求められています。

このようなことから、男女が生涯にわたり精神・身体両面の尊厳を尊重して、健康で安心して暮らせる環境づくりに向けて町民・地域・職場・行政等が一体となった取り組みを目指します。

図4-1 平均寿命と健康寿命(平成25年度:全国)



資料:厚生労働省

\*<sup>1</sup> 健康寿命(P33)

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いたもの。

\*<sup>2</sup> ノーマライゼーション(P33)

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。高齢者や障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

## 重点分野1 すべての人が暮らしやすい環境の整備

### <現状と課題>

本町における、高齢者人口は、平成26年10月1日現在で、6,086人(23.5%)です。県全体(平成25年10月1日:27.6%)と比べて4.1ポイント下回っています。

高齢化の進行は今後も続くことが予測されますが、高齢者が生きがいをもって生活を送れるような家庭・地域・社会づくりが必要です。また、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員としてとらえ、社会参画を促進する視点も必要です。

例えば、本町の農業就業者のうち、65歳以上が74.3%(平成22年度世界農林業センサス)であり、また、シルバー人材センター登録者は155人(平成25年度)で働くことに意欲を持っています。

今後とも、高齢者の雇用の促進、学習機会の拡充、社会活動への参加促進等に取り組むことが求められています。

一方、介護を必要とする人の数は、本町では(P30 表3-4参照)のとおり微減・横ばいで推移しています。高齢者介護は、一般的には家庭が中心になって担っておりますが、その担い手は町民意識調査によると「主に妻」が45.1%(P29 図3-8参照)で負担が女性に偏っています。

また、障がい者数及びひとり親世帯は微増・横ばいで推移していますが、このような生活上の様々な困難を抱える人への配慮や支援も求められています。

図 4-2 年齢 3 区分別人口と高齢化率(三股町) (単位:人)

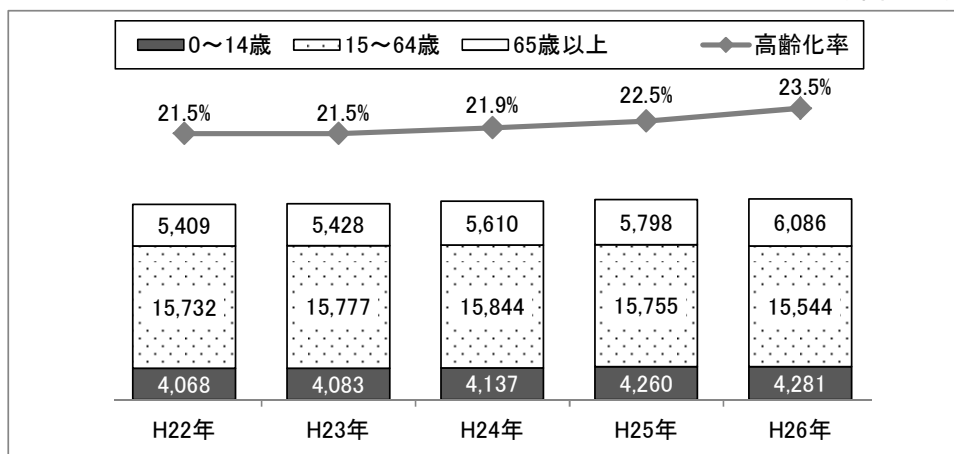


表 4-1 シルバー人材センターの登録者数(三股町) (単位:人)

|           | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 登録者数      | 227    | 177    | 169    | 155    |
| うち女性の登録者数 | 85     | 64     | 64     | 66     |

表 4-2 老人クラブ加入者数(三股町) (単位:人)

|           | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録者数      | 1,332  | 1,314  | 1,390  | 1,339  | 1,304  |
| うち女性の登録者数 | 827    | 815    | 851    | 832    | 798    |

◆施策の方向

(18)高齢者・障がい者等の生活や社会参画に対する支援

- 高齢者等の生きがい活動や就業の支援など、社会参画の促進に努めます。
- 障がい者の雇用について、就労支援関係機関の連携により就業の促進に努めます。
- 障がい者のニーズに応える福祉サービスの提供を促進します。
- 公共施設等のバリアフリー化に努め人々の社会参加の機会を広めます。

(福祉課)

(19)ひとり親家庭等に対する支援

- ひとり親家庭<sup>\*1</sup>等の経済的自立や負担の軽減を図るため医療費助成など、経済的支援を推進します。
- ひとり親家庭等が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、子育ての支援に努めます。

(福祉課)

表 4-4 障がい者手帳所持者の数(三股町)

(単位:人)

|           | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳   | 1,007 | 1,070 | 1,149 | 1,233 |
| 療育手帳      | 145   | 161   | 174   | 184   |
| 精神障害者福祉手帳 | 62    | 69    | 86    | 107   |
| 合計        | 1,214 | 1,300 | 1,409 | 1,524 |

表 4-5 母子世帯・父子世帯数(三股町)

(単位:世帯)

|      | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 母子世帯 | 316   | 319   | 327   | 331   |
| 父子世帯 | 10    | 18    | 25    | 24    |

<sup>\*1</sup>ひとり親家庭(P35)

父親または母親の片方いずれかと、その子(児童) とからなる家庭をいう。単親世帯ともいう。

## 重点分野2 生涯にわたる健康の支援

### <現状と課題>

男女が共に生涯にわたり心身ともに健康であることや互いの身体的性差を理解しあっていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での基本的な条件です。

特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期など身体的な変化が大きいことから、男性とは異なる課題に直面することへの配慮が求められています。

このため、性差に応じた健康相談、健康診断、健康教育などに取り組むことが必要です。また、予防の視点から、本町の健診受診率を見ると生活習慣病<sup>\*1</sup>の目安となる特定健診の受診率は40%前後で推移し、女性特有の子宮がん・乳がんも低調であるなど課題があります。(表4-6参照)

また、国際会議(1999年)で提唱された「リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利<sup>\*2</sup>)」の概念、考え方に立って、出産については女性自身の選択の自己決定を尊重する意識の醸成が必要です。

このようなことから、男女が互いを尊重し、生涯にわたり健やかに暮らすことができるよう、健康づくりを総合的に推進していくことが求められています。

表 4-6 健診実施状況(三股町)

(単位:人、%)

|        | H22年度 |       |       | H23年度 |       |       | H24年度 |       |       | H25年度  |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|        | 対象者   | 受診者   | 受診率   | 対象者   | 受診者   | 受診率   | 対象者   | 受診者   | 受診率   | 対象者    | 受診者   | 受診率   |
| 肺がん    | 7,158 | 2,480 | 34.6% | 6,229 | 2,591 | 41.6% | 7,437 | 3,026 | 40.7% | 14,212 | 2,978 | 21.0% |
| 胃がん    | 7,158 | 8     | 0.1%  | 6,229 | 9     | 0.1%  | 7,437 | 7     | 0.1%  | 14,212 | 65    | 0.5%  |
| 子宮がん   | 5,444 | 292   | 5.4%  | 2,771 | 345   | 7.2%  | 4,788 | 297   | 6.2%  | 10,778 | 275   | 2.6%  |
| 乳がん    | 4,509 | 282   | 6.3%  | 3,932 | 279   | 7.1%  | 4,115 | 268   | 6.5%  | 7,771  | 267   | 3.4%  |
| 大腸がん   | 7,158 | 2,096 | 29.3% | 6,229 | 2,228 | 35.8% | 7,437 | 2,371 | 31.9% | 14,212 | 2,309 | 16.2% |
| 1歳6か月児 | 243   | 218   | 89.7% | 236   | 214   | 90.7% | 310   | 260   | 83.9% | 322    | 259   | 80.4% |
| 3歳児    | 234   | 197   | 84.2% | 226   | 207   | 91.6% | 288   | 248   | 86.1% | 285    | 254   | 89.1% |
| 特定健診   | 4,820 | 1,879 | 39.0% | 4,351 | 1,791 | 41.2% | 4,293 | 1,799 | 41.9% | 4,287  | 1,695 | 39.5% |

<sup>\*1</sup>生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群」と定義されている。

<sup>\*2</sup>リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されている。リプロダクティブヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## ◆施策の方向

### (20)生涯を通じた健康の保持・増進対策の推進

- ライフステージに応じた健康管理ができるよう健康教育に取り組みます。
- 女性特有の健康問題及びこころの健康問題に対処するため、相談体制の充実に努めます。
- 心身ともに健康な体づくりに向けてスポーツ活動への参加を促進します。
- 健康をおびやかす様々な問題についての情報共有・提供及び防止のための啓発を推進します。

(町民保健課・教育課)

### (21)性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

- 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルツ/ライツ)に関する情報の提供及び正しい知識の普及に努めます。
- 母性保護に関する情報提供、学習機会の拡充及び啓発活動に努めます。
- 児童・生徒に発達段階に応じ学校と連携して性教育を行います。

(町民保健課・教育課)

### (22)各種健康診断の充実

- 女性特有の疾病予防と早期発見のため、がん検診率向上対策に取り組みます。

(町民保健課)

## 基本目標Ⅴ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり (三股町 DV 防止基本計画)

すべての暴力は被害者の人権を著しく侵害するものであり、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性は配偶者や恋人からの暴力(DV<sup>\*1</sup>及びデートDV<sup>\*2</sup>)の被害者になることが多く、被害が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

女性の暴力に対する背景には、固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、職場等における上下関係など、社会構造的な問題があると指摘されています。

女性に対する暴力は、男女の人権の尊重に反する行為であり、男女共同参画社会を形成するために克服しなければならない重要な課題です。

このようなことから、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為<sup>\*3</sup>、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力の防止及び被害者に対する救済・支援に行政・事業者・地域・学校等が情報の共有と連携により、一体となって取り組みます。

また、DVは「犯罪となりうる重大な人権侵害である」ことの認識など、人権問題に関する町民の意識を深め、人権尊重、暴力を許さないまちづくりを目指します。

### 三股町男女共同参画社会づくり条例

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取り扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)
- (3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

#### \*<sup>1</sup>DV(配偶者等からの暴力)(P38)

ドメスティック・バイオレンス(DV/Domestic violence)とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。

#### \*<sup>2</sup>デートDV(P38)

主に恋人間で起こるDVをいう。

#### \*<sup>3</sup>ストーカー行為(P38)

ストーカー規制法において、「同一の者に対し、つきまとい等を繰り返して行うこと」と規定されている。



## 重点分野1 配偶者等からの暴力(DV)防止

### <現状と課題>

配偶者等からの暴力(DV)防止については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成16年)の一部改正(平成25年)などにより対策の充実が図られています。また、国は職場におけるセクハラ\*1について男女雇用機会均等法により事業主の配慮義務を求めるとともにストーカー規制法で対策を講じてきています。

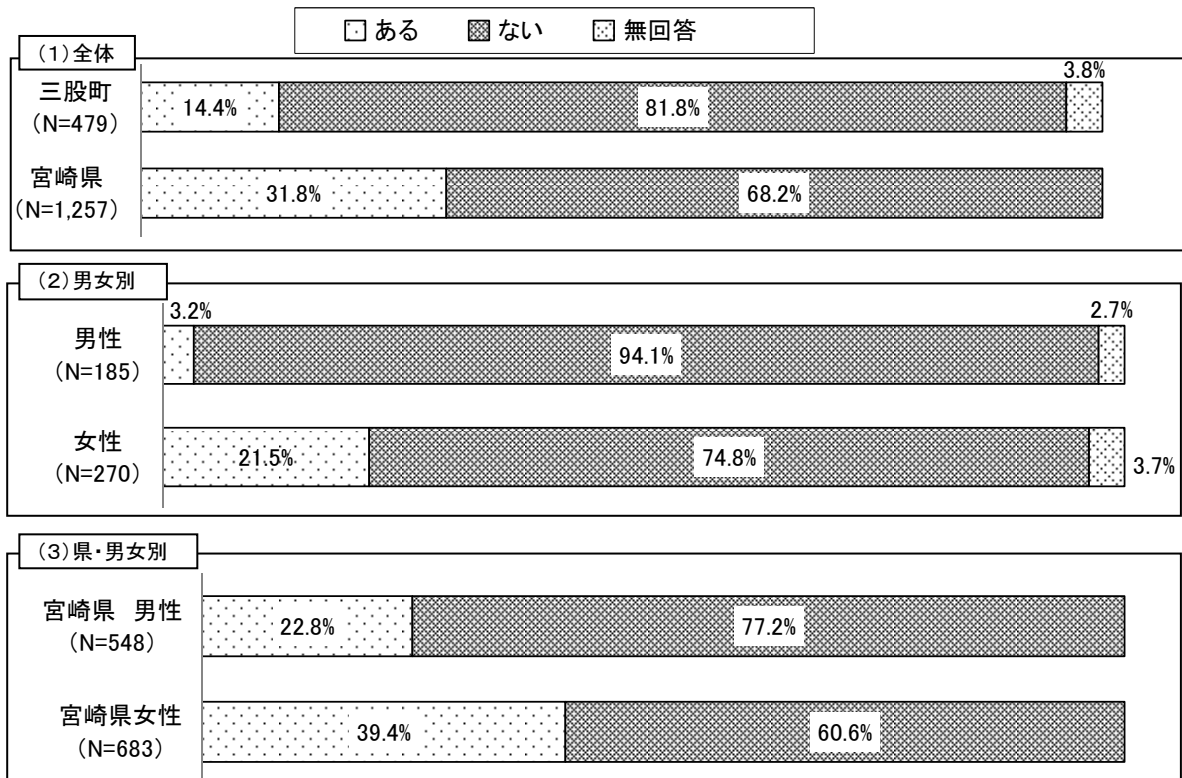
しかし一方では暴力に直接関わりのない人には、DVは個人や家庭などの限られた問題と考えがちであることは否めません。また、インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及により女性に対する暴力は多様化しています。

町民意識調査で「配偶者等が暴力を受けた経験のある」と回答した女性は21.5%(県39.4%)、男性は3.2%(県22.8%)となっています。

DVを受けた内容については、最も多かったのは、「大声で怒鳴られた」(女性74.1%)ですが、女性の37.9%は「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受けた」と回答しています。

このような状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため町民一人ひとりが、DV、セクハラ、ストーカー行為に関する関心を深め、暴力の防止に取り組む必要があります。

図 5-1 DVを受けた経験の有無



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査  
平成 22 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

\*1 セクハラ(P39)  
セクシュアル・ハラスメントの略。

## ◆施策の方向

### (23) 配偶者等に対する暴力根絶に向けた啓発活動

- DVは身体的暴力だけでなく言葉による精神的な暴力、経済的・性的暴力などがあり、DVについての知識の普及・啓発に取り組みます。
- 「女性に対する暴力をなくす運動<sup>\*1</sup>」期間のほか様々な機会において、DV防止法の周知・啓発活動を推進します。
- 中・高生及び大学生等の若年層を対象に交際相手からのDV(デートDV)の防止に関する広報・啓発活動に取り組みます。

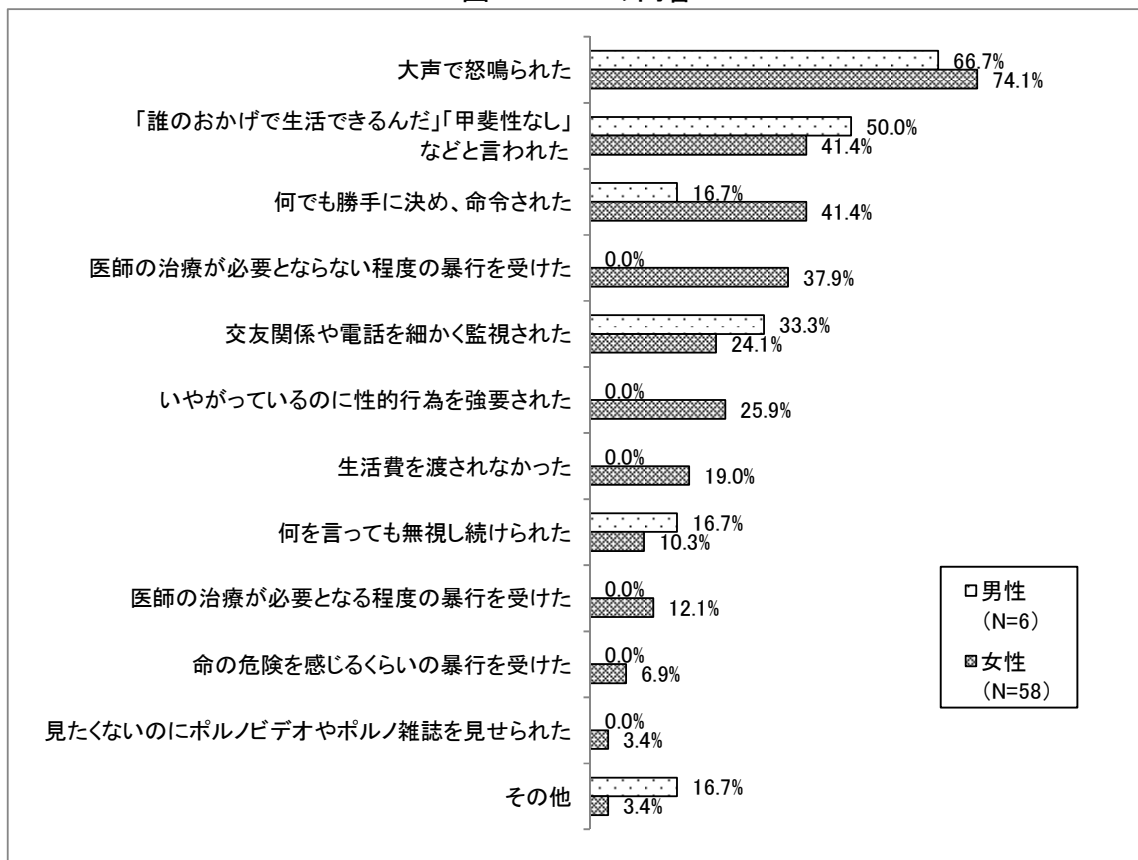
(総務課・福祉課・教育課)

### (24) ハラスメントやストーカー対策の推進

- 町は「三股町職員ハラスメント防止規程」に基づき、職員に対する研修を今後も進めます。(P23再掲)
- 事業所におけるハラスメント防止の啓発を促進します。(P23再掲)
- 職場における、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどを防止するための啓発活動を促進します。(P23再掲)
- ストーカー行為は、犯罪となる重大な人権侵害であることを周知啓発します。

(総務課)

図 5-2 DV の内容



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

#### \*1 女性に対する暴力をなくす運動(P40)

毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会意識の啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施する。

## 重点分野2 DV被害者への支援

### <現状と課題>

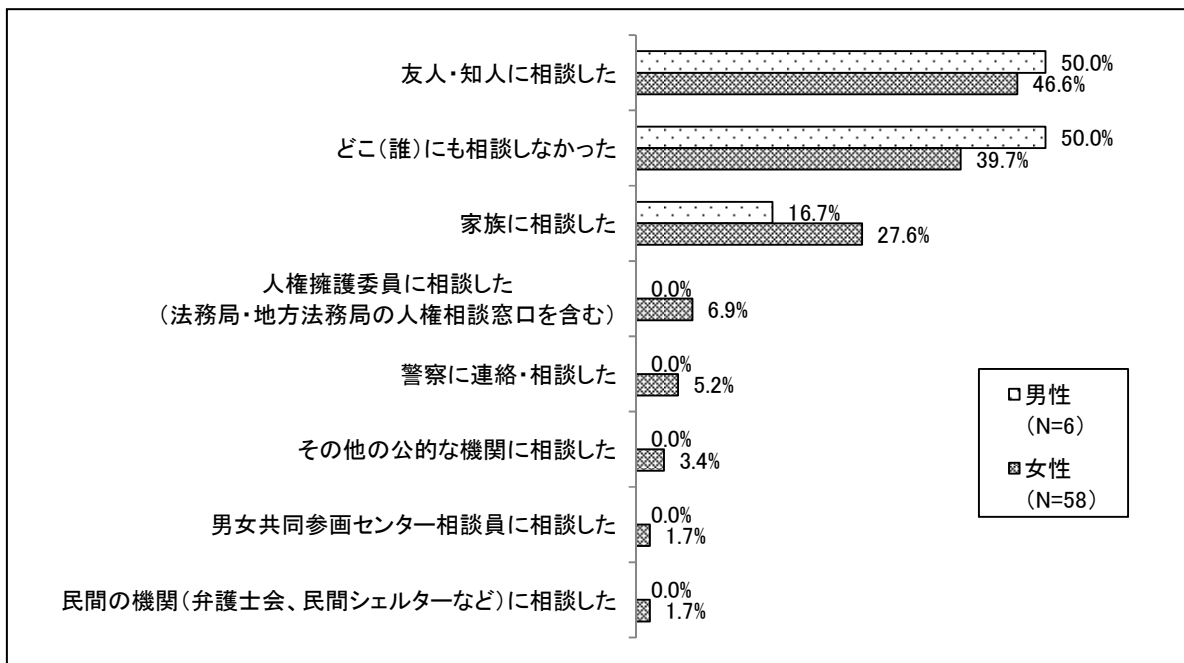
DVは一般的には、配偶者(元配偶者、内縁関係などを含む)や交際相手からの暴力です。その内容は、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、暴言・無視などの精神的暴力、生活費を渡さない・借金を重ねるなどの経済的暴力、性行為を強制する・避妊に協力しないなどの性的暴力、メール等の着信履歴のチェックなどの行動の制限などがあります。このようなDVは子どもにも深刻な影響を与えます。

また、DVはこれまで単なる夫婦げんかとして扱われるなど、夫婦間の問題、家庭内の問題として見逃され、潜在化している場合が少なくなく、表面化した際には深刻化しているケースもあります。

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することは困難な状況であり、様々な事情や理由から相談や支援を求めないケースが多いのが実情です。

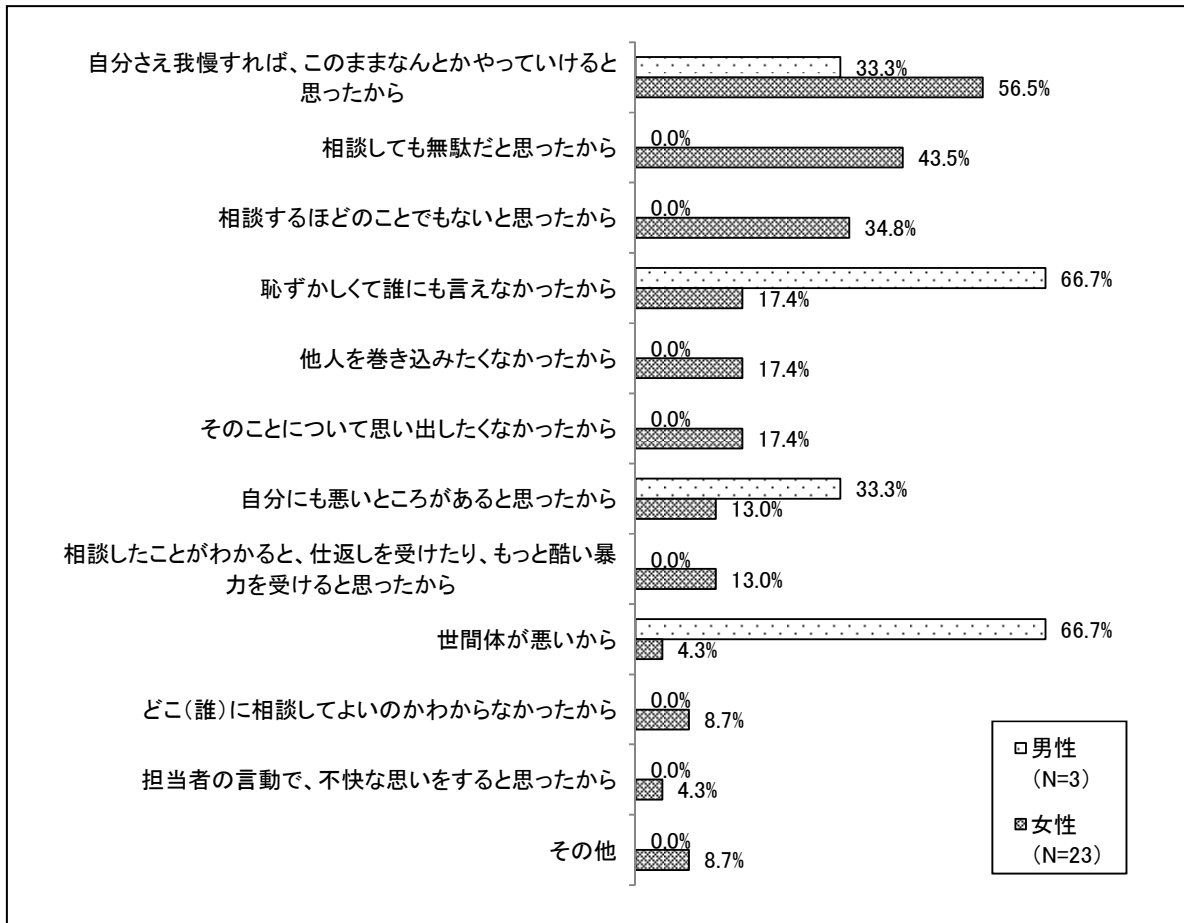
町民意識調査では、DVを受けた際の対応について、被害女性の39.7%は「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答しています。その理由の第1位は、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていけると思ったから」(56.5%)、第2位が「相談しても無駄と思ったから」(43.5%)となっています。このような現況を踏まえ、相談しやすい窓口の設置など、DV被害者の保護・支援体制の充実が必要です。

図5-3 DV被害者の対応(男女別)



資料:平成 26 年 三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

図5-4 DV被害者が誰(どこ)にも相談しなかった理由(男女別)



資料:平成26年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

## ◆施策の方向

### (25)相談・支援体制の充実

- DV被害を早期に発見するため、町・警察・女性相談所(県)等が情報の共有・提供に努めるとともにDV被害者等が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。
- DV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修に努めます。
- DVの二次被害<sup>\*1</sup>を防ぐために、庁内関係課・関係職員の情報共有及び資質の向上に努めます。
- DV相談窓口を町民に周知するための広報活動を推進します。
- DV被害者の保護、経済的支援などについて、県及び関係機関と連携して支援に取り組みます。

(総務課・福祉課)

#### <sup>\*1</sup>DVの二次被害(P43)

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。

### 重点分野3 男女の人権の尊重

#### <現状と課題>

日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等が基本的人権として保障され、関係法令等により男女が性別にかかわらず平等であることや一人ひとりの人権が尊重される取組が推進されてきています。

しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」といった考え方やジェンダー(社会的性別)による偏見・固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

町民意識調査によると「男は仕事、女は家庭」と考えている男性は39.5%、女性は22.6%となっています。

また、「男女の地位は平等かどうか」については、各分野とも“学校教育”を除いて男性優遇と考えています。特に女性はすべての分野で男性よりも強く感じているようです。

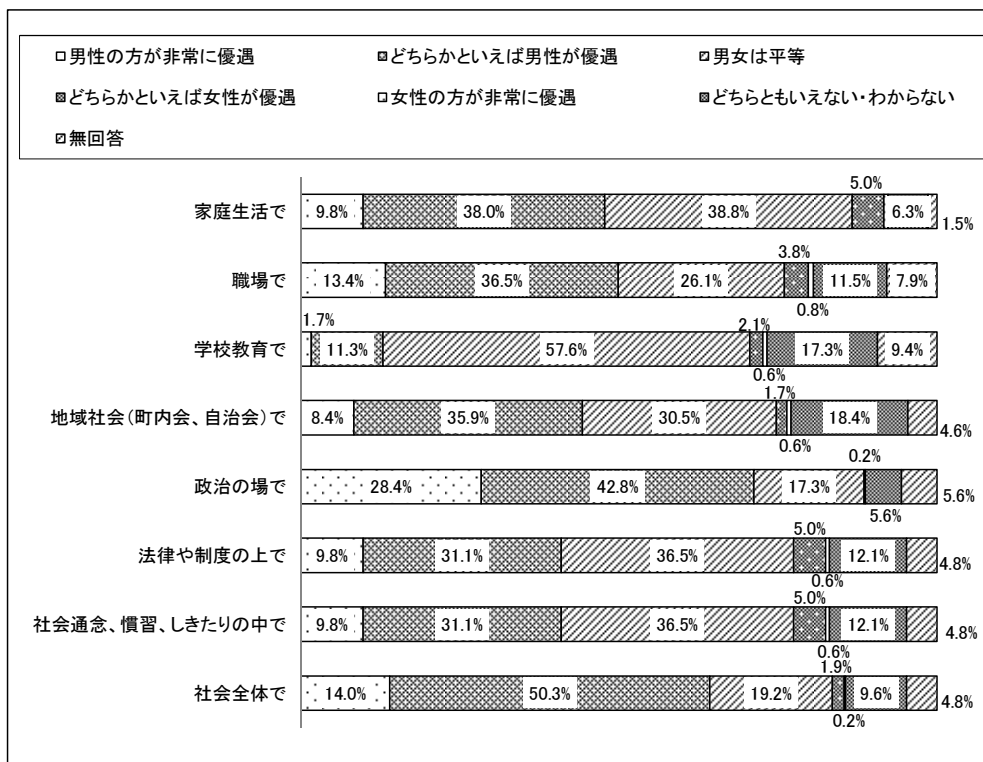
このようなことから男女平等について町民の意識を一層高めていくことが必要です。

また、近年のゲームソフトやインターネット上における過激な暴力等の表現には、人権侵害(特に女性に対して)となるものがあります。パソコンや携帯電話の普及により、インターネット接続を介して子どもに深刻な問題(例えば性犯罪被害)を発生させるなど、社会問題化しています。

人権侵害には、身体的、精神的、社会的に多様な要因がありますが、暴力行為の防止、暴力を容認しない社会風土の醸成が求められています。

男女共同参画社会を実現するためには、性別に差別されず、個人の人権が尊重されることが重要です。本町ではこれまで男女の人権尊重、差別の根絶について啓発活動をはじめさまざまな事業を推進していますが、引き続きの取り組みが求められています。

図 5-5 男女平等意識



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

◆施策の方向

(26)女性・パートナー、子ども等に対するあらゆる暴力防止の取組の推進

- 女性・パートナー\*<sup>1</sup>の人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発活動を推進します。
- DVの防止及び被害者支援に向けて関係機関の連携を図り、相談体制の充実に努めます。
- 子ども・高齢者・障がい者及び関係家庭への相談に適切に対応するため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまで、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。このため、教育・福祉・医療・警察など、関係機関との連携を図り、情報の共有・提供に努めます。

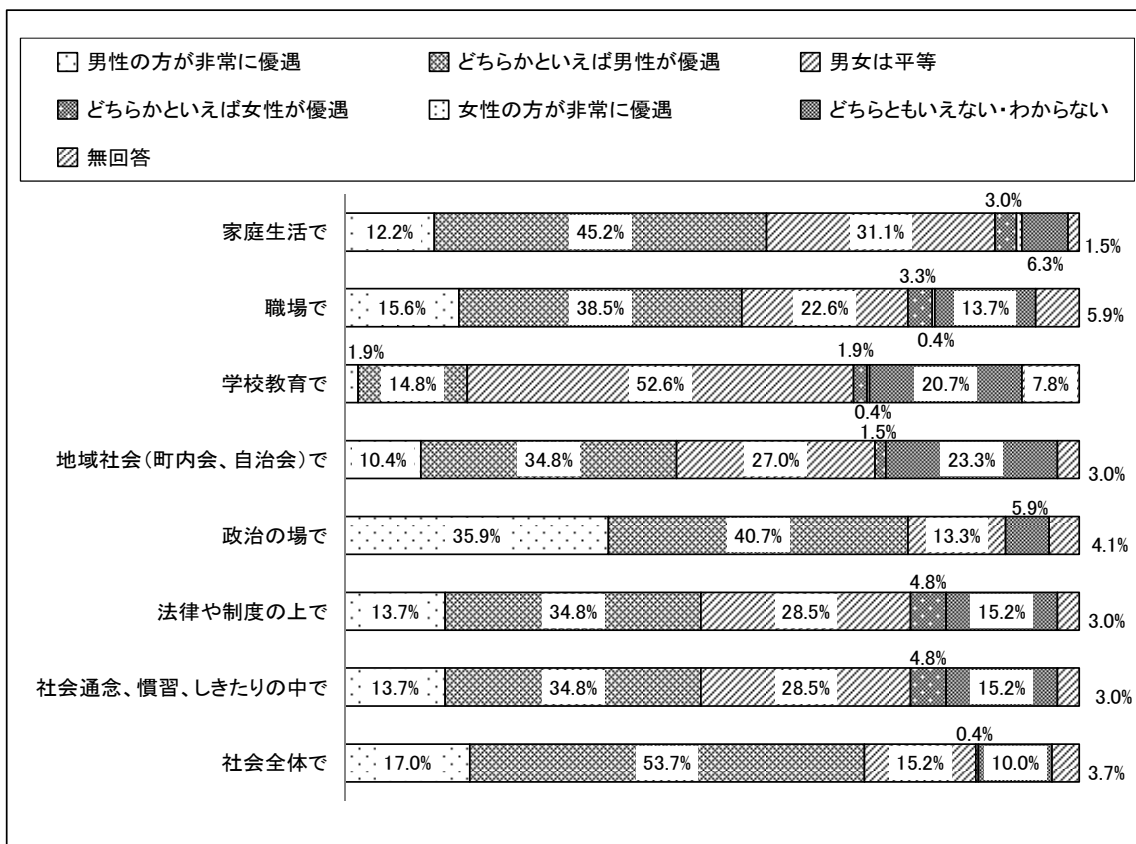
(総務課・福祉課・教育課)

(27)男女共同参画の視点に立った人権教育の推進

- 家庭・地域における固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、啓発活動・学習機会の拡充等を推進します。
- 児童・生徒の心身の発達の段階に応じた人権教育を推進します。
- 行政・警察・地域・企業・学校が連携して子どもから大人までインターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する能力の向上、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる能力の育成に向けて、情報教育の充実・学習機会の拡充等に努めます。

(総務課・福祉課・教育課)

図 5-6 男女平等意識(女性のみ)



資料:平成 26 年三股町男女共同参画プラン策定のための意識調査

\*<sup>1</sup>パートナー(P45)  
配偶者、またはそれに準ずる人。

## 第4章 プランの推進

### 1. 庁内の推進体制

男女共同参画の推進は、町民生活のあらゆる分野に関係しています。また、すべての施策は男女共同参画の視点に配慮して企画、立案、実施される必要があります。

このため、「三股町男女共同参画推進本部」において関係課の連絡調整・情報共有を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、三股町男女共同参画審議会の意見等を積極的に取り入れ、施策への反映に努めます。

### 2. 計画の進行管理

三股町男女共同参画推進条例第18条に基づき、毎年度「第2次三股町男女共同参画プラン(三股町DV防止基本計画を含む)」に関する施策の進捗状況について報告書を作成し、公表します。

### 3. 国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて本プランを計画的、総合的に推進するため、国・県・関係機関との連携強化に努めます。

### 4. 町民との協働によるプランの推進

本プランの実効性を高めるために三股町男女共同参画推進条例の周知徹底に努めるとともに、町民・地域活動団体等が主体的に取り組む実効的な活動の支援・促進に努めます。



## 資料編

### ○男女共同参画推進のあゆみ(年表) ～男女共同参画に関する国内外の動き～

| 西暦<br>(和暦)       | 世界の動き   | 国の動き                                  | 宮崎県の動き   |
|------------------|---|---------------------------------------|--|
| 1975年<br>(昭和50年) | ・国際婦人年<br>・国際婦人年世界会議                            | ・婦人国際企画推進本部設置                         |  |
| 1976年<br>(昭和51年) | ・「国連婦人の十年」スタート                                  |                                       |  |
| 1977年<br>(昭和52年) |   | ・「国内行動計画」策定                           |  |
| 1978年<br>(昭和53年) |   |                                       | ・宮崎県婦人関係行政連絡会議<br>設置   |
| 1979年<br>(昭和54年) | ・「女子差別撤廃条約」採択                                   |                                       | ・青少年婦人課設置  |
| 1980年<br>(昭和55年) | ・「国連婦人の十年」中間年世界<br>会議                           | ・「女子差別撤廃条約」署名                         | ・宮崎県婦人問題懇話会設置  |
| 1981年<br>(昭和56年) | ・ILP 総会「家族的責任を有する<br>労働者の機会及び待遇の均等<br>に関する条約」採択 |                                       |  |
| 1982年<br>(昭和57年) |   |                                       | ・婦人行動計画策定  |
| 1984年<br>(昭和60年) | ・「国際婦人の十年」ナイロビ世界<br>会議                          | ・「男女雇用機会均等法」成立<br>・「女子差別撤廃条約」批准       |  |
| 1986年<br>(昭和61年) |   | ・「男女雇用機会均等法」施行                        |  |
| 1987年<br>(昭和62年) |   | ・「西暦2000年に向けての新国内<br>行動計画」策定          | ・「男女共同社会を築くための<br>宮崎女性プラン」策定                                       |
| 1991年<br>(平成3年)  |   | ・「育児休業法」公布                            | ・第四次総合長期計画に<br>「男女共同社会づくりの推進」<br>を位置づける<br>・「みやざき女性交流活動センタ<br>ー」設置 |
| 1992年<br>(平成4年)  |   |                                       | ・「女と男ですすめるサンサン<br>ひむかプラン」策定  |
| 1994年<br>(平成6年)  |   | ・男女共同参画推進本部設置                         |  |
| 1995年<br>(平成7年)  | ・北京で「第4回世界女性会議」開<br>催「北京宣言及び行動綱領」採<br>択         | ・「育児休業法」の改正<br>(介護休業制度の法制化等)          |  |
| 1996年<br>(平成8年)  |   | ・「男女共同参画2000年プラン」<br>策定               |  |
| 1997年<br>(平成9年)  |   | ・「男女雇用機会均等法」改正<br>(募集・採用等の差別の<br>禁止等) | ・「ひむか女性プラン」策定  |
| 1998年<br>(平成10年) |   |                                       |  |

| 西暦<br>(和暦)       | 世界の動き                       | 国の動き   | 宮崎県の動き                                     |
|------------------|-----------------------------|--|--|
| 1999年<br>(平成11年) |                             | ・「男女共同参画社会基本法」成立                               | ・男女共同参画推進懇話会設置<br>(→平成15年「男女共同参画推進審議会」に改称) |
| 2000年<br>(平成12年) | ・国連特別総会「女性2000年会議」          | ・「男女共同参画基本計画」策定<br>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立     |  |
| 2001年<br>(平成13年) |                             | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立          | ・「宮崎県男女共同参画センター」を設置                        |
| 2002年<br>(平成14年) |                             |  | ・「みやざき男女共同参画プラン」策定                         |
| 2003年<br>(平成15年) |                             |  | ・「宮崎県男女共同参画推進条例」施行<br>・「宮崎県男女共同参画審議会」設置    |
| 2004年<br>(平成16年) |                             |  |  |
| 2005年<br>(平成17年) | ・国連「北京+10」世界閣僚級会合           | ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定                           |  |
| 2006年<br>(平成18年) | ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京) | ・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止)<br>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | ・「DV対策宮崎県基本計画」策定                           |
| 2007年<br>(平成19年) |                             | ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定<br>・「女性の参画加速プログラム」策定   | ・「みやざき男女共同参画プラン(改訂版)」策定                    |
| 2008年<br>(平成20年) |                             |  | ・生活・協働・男女参画課へ組織変更                          |
| 2009年<br>(平成21年) |                             |  | ・「DV対策宮崎県基本計画」改定                           |
| 2010年<br>(平成22年) | ・国連「北京+15」世界閣僚級会合           | ・「第3次男女共同参画基本計画」策定                             |  |
| 2012年<br>(平成24年) |                             |  | ・「第2次みやざき男女共同参画プラン」策定                      |
| 2013年<br>(平成25年) |                             | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)一部改正法公布    |  |
| 2014年<br>(平成26年) |                             | ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を決定          |  |

## ○三股町男女共同参画推進条例

(平成26年6月27日条例第16号)

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。三股町においても国内外の動向を踏まえ、町民活動との連携を図りながら男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な施策を進めてきたが、性別による固定的な役割分担意識など社会的、文化的に形成された性別の概念に基づく慣行は、依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、緊要な課題となっている。

ここに、三股町は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、町民、事業者及び教育に携わる者と協働して男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 すべての人(性別にかかわらず、すべての人をいう。以下同じ。)が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、又は滞在する者(通勤、通学等で滞在する者)をいう。
- (4) 事業者 町内においてあらゆる事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他のすべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、すべての人が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に参画する機会を確保するため、職場、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の主要な役割が、性別による固定的な役割分担等を反映して、偏ることのないように配慮されなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における教育について、男女共同参画社会の形成の促進が配慮されること並びにすべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成に当たっては、国際社会における取組の動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるように配慮されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画社会の形成の促進を主要な政策と位置付けるとともに、男女共同参画社会の形成について前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 町は、国及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、町民、事業者及び教育に携わる者(以下「町民等」という。)と連携し男女共同参画社会の形成を図るよう努めなければならない。
- 3 町は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなけ

ればならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その雇用する者について、性別による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。

4 事業者は、その雇用する者が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立できるよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)

(3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定しようとするときは、第19条に規定する三股町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。

[第19条]

3 町長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念に配慮しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への共同参画)

第11条 町は、政策の立案及び決定の過程においてすべての人の参画を促進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民等の理解を深めるための措置)

第12条 町は、基本理念に関する町民等の理解を深めるため、広報、啓発及び教育を行うものとする。

(町民等への支援)

第13条 町は、町民等が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第14条 町長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為に係る事案について、町民等からの相談があった場合は、必要に応じて国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を図り、当該相談を適切に処理するものとする。

[第8条各号]

2 町長は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、町民等から苦情の申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町長は、前項の苦情の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な実施のために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼等)

第16条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

(推進体制の整備等)

第17条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第18条 町長は、毎年度、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(設置等)

第19条 町長の諮問に応じ、基本計画その他男女共同参画社会の形成の促進に関する事項を調査審議するため、三股町男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、第14条第3項の意見を求められたときは、速やかに調査審議し、町長に意見を述べ

るものとする。

[第14条第3項]

3 審議会は、男女共同参画社会の形成に関し必要と認められる事項について調査審議し、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

## ○三股町男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

| 氏名      | 備考                            |
|---------|-------------------------------|
| 新島 隆子   | 三股町公平委員会委員 副委員長               |
| ○ 森 秋生  | 三股町女性団体連絡協議会 会長、県男女共同参画地域リーダー |
| 堂領 敦子   | 都城男女共同参画センター 元相談員             |
| 山之内 絹代  | 三股町人権擁護委員                     |
| 東 秀美    | 三股町人権擁護委員                     |
| 木佐貫 三男  | 三股町自治公民館館長                    |
| ◎ 猿渡 征夫 | 三股町民生委員・児童委員 会長               |
| 福永 スミ子  | 三股町農業委員会委員                    |
| 藤井 健二   | 三股町商工会 青年部 部長                 |
| 佐々原 幸子  | 一般公募者、三股町障害者・障害児余暇活動「ひよこ」会長   |
| 福永 弘幸   | 三股町教育委員会                      |

◎は審議会会長

○は審議会副会長